

令和3年第1回定例会（第2号）

令和3年3月3日（水曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
追加日程第 1 発言取消の申出の件
日程第 3 議案第 9号 第5次七飯町総合計画の見直しについて
日程第 4 議案第10号 七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第 5 議案第11号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第12号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第13号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について
日程第 8 議案第14号 七飯町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 9 議案第15号 七飯町介護保険条例の一部改正について
日程第10 議案第16号 七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第17号 七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
日程第12 議案第18号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第11号）

○出席議員（18名）

議長	18番	木下 敏	副議長	17番	青山 金助
	1番	横田 有一		2番	神崎 和枝
	3番	平松 俊一		4番	池田 誠悦
	5番	田村 敏郎		6番	稲垣 明美
	7番	畑中 静一		8番	長谷川 生人
	9番	上野 武彦		10番	坂本 繁
	11番	澤出 明宏		12番	中島 勝也
	13番	川村 主税		14番	中川 友規
	15番	若山 雅行		16番	川上 弘一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸

会計課長	青山 栄久雄	民生部住民課長	清野 真里
民生部環境生活課長	磯場 嘉和	民生部福祉課長	村山 徳收
民生部子育て健康支援課長	岩上 剛	経済部商工観光課長	福川 晃也
経済部農林水産課長	田中正彦	経済部土木課長	佐々木 陵二
経済部都市住宅課長	川島 篤実	経済部上下水道課長	笠原 泰之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長兼学校教育課長	扇 田 誠	生涯教育課長	竹 内 圭 介
学校給食センター長	柴 田 憲	スポーツ振興課長	川 崎 元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

3番	平 松 俊 一	4番	池 田 誠 悦
----	---------	----	---------

午前10時00分 開会

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和3年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

3番 平松俊一 議員

4番 池田誠悦 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、通告に従いまして、大綱3問の質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

1問目であります。森林環境譲与税の使い方についての質問です。

森林環境譲与税は法令で用途が定められており、市町村は森林整備や担い手対策、木材利用の促進や普及啓発などに関する費用に充てることができます。現時点では、森林の現況調査や森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査などが行われていると思われませんが、森林には地球温暖化防止、国土の保全や水源の涵養など国民に広く恩恵を与える公益的機能があります。適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生活生命を守るとことにつながるものであります。

町内の森林をできるだけ早く利用するためには、多くの人に現状を理解してもらい、対策に着

手する必要があると考えられますので、次の点について伺います。

4点あります。1、森林整備や担い手対策について。

2、木材利用の促進や普及啓発について。

3、森林所有者への意向調査の現状について。

4、災害・防災対策としての森林整備についてであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） 1点目について、森林環境譲与税を活用した森林整備対策として、私有林整備の推進を目的として、令和3年度より仮称七飯町森林整備推進補助金を創設したいと考えており、令和3年度、当初予算に計上しております。

また、担い手対策として、令和2年4月に開校した道立林業大学校北の森づくり専門学校の官民支援団体であります北海道林業木材産業人材育成支援協議会に加入し、次世代の担い手育成に支援を行っているところでございます。

○議長（木下 敏） 農林水産課長に申し上げます。

感染予防のためにマスクの着用をお願いいたします。

○農林水産課長（田中正彦） また、町内に在住する林業事業体の就労者への支援として、北海道森林整備担い手支援センターが実施している森林作業員就業条件整備事業に補助を行い、森林作業員の就労の長期化や通年化を図っています。

2点目について、森林環境譲与税を活用した木材利用の促進や普及啓発についてですが、町有林の間伐材を用いたベンチを公共施設へ設置して、町民に木材と触れ合う機会の創設、木育活動団体に対して活動補助金の交付により、町内の森林のよさや木材利用の発信を、また道南地域材のブランド力向上、林業の活性化、森林資源の循環利用を目指し、函館森林認証推進協議会に加入し、道南スギ等の地域材を全国に向けPR・ブランド化が進むように取り組んでおります。

3点目について、平成31年4月に制定された森林経営管理法に基づき実施しております。令和

元年度に調査準備、令和2年度より調査を開始、取り組んでいるところであります。調査方法として、単年度に一斉に調査を行う方法、複数年度に分けて調査を行う方法の二通りとされており、七飯町においては複数年度に分けて調査を行う方法を採用しております。調査期間は、林野庁から最長15年程度と示されており、現計画では全所有者への調査を10年ないし15年で完了させたいと考えております。

4点目について、災害が発生すると推察される箇所については制限林の指定がされており、北海道の治山事業による整備・要望を行っております。その他の森林における災害防災対策は、市町村森林整備計画に基づく森林整備が行われることにより、森林の有する機能が十分発揮され、災害防災対策につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1点目の再質問ですが、いろいろなところへ加入をして、そこに対する補助金を出したり加盟をしたりとかしているということなのですが、できれば七飯町単独でも例えば山に入って木を切りたい、いわゆる初心者講習みたいなものを積極的に町が、もしくは町がどこかに委託をして開催をするというお考えがないかということについての再質問させていただきます。

これは最近テレビでもやっていたのですが、私も自伐型林業というものちょっと普及を手伝わせていただいているのですが、そこで昨年、講習会に二十三、四名参加があったのですが、その中に6名ほど女子が入っていました。テレビのニュースも同じように若い方、女子が、チェーンソーを持って山に入って木を倒すということに非常にこの頃、目を向けていると。アウトドアの影響もあるのかもしれませんが、コロナのこともあるのかもしれませんが。

テレビのインタビューに答えていた女性は、いろいろな大きなレジャーランドとかそういうところに行ったときに、アトラクションああいうものを体験するよりも山に入って木を倒したほうがずっと気持ちがいいというような、インタビュー

に答えられていることもありました。世の中が少しずつ山に向かって、気持ちが向かってきているということですので、町単独でそういうものを企画していくという構想、お考えないか、再質問させていただきます。

2点目、木材の利用ですが、間伐材でベンチを造ったと、非常に何か寂しい話ですが、山を整備するということは自然資本、そういう言葉があるのですが、山の土壌の中の有機物をどんどんバクテリアが分解をして養分が蓄えられると、そしてまた水分も相当保てると。雨が降ったその水を浄化して、また空気中の二酸化炭素をどんどん吸収すると、こういう力が自然資本という言葉で森林に対して働いています。

やっぱりもっともっと進める考えはないかという再質問になるのですが、七飯町では森林整備計画というのを昨年つくりまして、実施年度は令和12年の3月までということでこの計画を進めているわけですが、この計画書の中に木材生産林という場所が地図に表記してあります。それと合わせて水源涵養林、要は山にたっぷり水をためておくことを目的とする森林部分、これも地図に表記されています。

ところが、この涵養部分というのは大沼、特に尊菜沼方面が主になっていまして、本町・大中山方面はほとんどない。逆に人がたくさん住んでいるところでは、木をどんどん生産するというものですから、切り倒していくと、こういう範囲になっていますので、できれば人がたくさん住んでいるところに涵養林を持ってくるほうが、水源の確保とか、そういうことにつながるのではないかと思いますので、この点についての御説明をちょっとお願いしたいと思います。

それからもう1点あります。先ほど、1問目でお聞きしました例えば初心者講習なんかで木を切り倒す、そういうことはどうか。例えば、切り倒した木をどうするのかという話になるのですが、いろいろ伐採を体験して木が出てくると。その木を例えば、廃校になっている学校なんかを利用してウッドチップをつくる。これはウッドチップパーという機械を買わなければ駄目ですが、インターネットを見ますと中古品なんかで

もピンからキリまでいろいろあります。30センチくらいまでの丸太でしたら、七、八百万円ぐらいの機械でもチップにできるというものが出ていますが、例えばですけれども、廃校に機械を置いておいて、町民が持ち込んできた木をどんどんチップにして保管をしておく、そして大中山小学校のバイオマスボイラーの燃料にする。こういうことを年間通して行っていくと、町民の活動のプラスにもなりますし、町内の材料が学校の有効な資源にもなると、こういう考え方が持てるかどうか、2点目の中の3問目として再質問を求めます。

3問目の意向調査の現状ですけれども、これは七飯町森林整備計画書の中の文にあるところなのですが、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理が行うことができるというふうに計画書の中ではうたっています。これは意向調査をしないと、どこがそういう範囲なのかということが確認はできないでしょうけれども、調査が進んでいく中で市町村、我々が経営管理ができるとはっきりしたところから、逐一、手をつけていくと、こういうお考えがないかというのが3問目の再質問になります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 川上弘一議員。

○16番(川上弘一) 今、平松議員の発言の中で軍川の河川改修事業、軍川の砂防事業、蒜沢川の砂防事業、藤城川、水無沢川の砂防事業、

防災・災害の特別委員会で練りに練って道庁、あるいは開発のほうに要望書を出して、そしてどうかこの砂防事業が早期に完成するように委員会として出している案件なのですよ。それを今のように、

言われると、非常に委員会としては傷つきました。削除をお願いします。

○議長(木下 敏) 今、要は発言の取消しを求めるといいますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 今、そのような議事進行がかかりましたので、暫時休憩しまして議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時44分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

川上議員の議事進行に関わる議会運営委員会の報告を求めます。

中川委員長。

○14番(中川友規) 川上議員からの議事進行について、議会運営委員会において協議した結果、平松議員の再質問の議事録精査のため、午後1時まで休憩といたします。

以上、報告といたします。

○議長(木下 敏) 1時まで、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

川上弘一議員の議事進行に関わる議会運営委員会の報告を求めます。

中川委員長。

○14番（中川友規） 議会運営委員会で協議した結果、議事録精査をし協議した結果、平松議員から一般質問の中で不適切と思われる発言がありましたので、発言取消の申出書の提出がありました。

その結果、議会運営委員会では直ちに日程に追加し、日程の変更を行い、この申出書について審議することと決しました。

以上、報告といたします。

追加日程の議決

○議長（木下 敏） ただいま平松議員から発言取消しの申出がありました。

お諮りいたします。

発言取消の申出の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言取消の申出の件を議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、発言取消の申出の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言取消の申出の件を議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

発言取消の申出の件

○議長（木下 敏） 追加日程第1 発言取消の申出の件を議題といたします。

平松俊一議員から、一般質問の発言について、会議規則第63条の規定によりお手元に配付のとおり、発言取消申出書に記載した部分を不適切な発言であったとの理由から取消したいと申出がありました。

お諮りいたします。

この発言取消の申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 反対ということで意見を述べたいのですけれども。

○議長（木下 敏） 異議があるということですか。

要は反対ということは、異議があるという、討論はないので、だから異議があるということですか。

御異議があるということですので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

平松俊一議員からの発言取消の申出を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、平松俊一議員からの発言取消の申出を許可することに決定いたしました。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の再質問より入ります。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） いろいろ御迷惑をおかけしまして申し訳ありません。

引き続き1問目の4点目に関する再質問を行わせていただきます。

災害と防災対策としての森林整備についての答弁をいただきました。

これに対しまして、要望に合わせると同時に、できることを同時進行すべきではないかという趣旨の再質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） まず、1点目からでございますが、初任者の研修という質問かに思われましたけれども、そのとおりでしょうか。

チェンソーによる伐採作業等につきましては、厚生労働省による労働安全衛生規則により、安全対策に係る特別教育というのが必要になってまいります。この部分については、講習会に参加する

という形になりまして、個人の技能取得という観点から、そちらの方向では最終的には、そのなりわいという形になりますので、その部分については譲与税の使用等については考えてございません。

また、2点目ですが、ウッドチップターの購入の質問があったかと思われませんが、ウッドチップターの購入、また保管場所等の整備確保につきましては、需要と供給及び採算制も合わせて関係機関との協議を進めながら、検討してまいりたいと思っております。

また、七飯町森林整備計画で大中山の大川地区だと思われませんが、木材等生産林で木が伐採されるおそれがあるという形で言われておりましたが、実は七飯町の横津山系につきましては、頂上付近から道有林、国有林という形で、道有林が2,572ヘクタール、国有林は駒ヶ岳山麓も含めまして3,477ヘクタールございます。

この部分については、ほぼほぼ水源涵養保安林の機能を有する山林がございます。七飯町の民有林の部分につきましては、大川地区におきましては、土砂流出防備保安林という指定がされております。いずれにいたしましても、その部分は木材等生産林という形で枠組みされておりますが、その伐採、木を長伐期施業を導入することにより、なるべく水源涵養機能を維持することに努めるということとしております。

また、保安林においては、その地区その地区で限度公表というのがなされます。その中において最大伐採面積が水源涵養保安林ですと20ヘクタール以下なのですが、土砂流出防備保安林のほうは10ヘクタール以下という形で、伐採される面積も2分の1以下という形になりますので、水源涵養機能の維持につきましては、そのまま保たれるということになると思っております。

あと森林所有者への意向調査、この部分について町が施業する形のものがあるという形になりますが、この部分につきましては、下刈り、除伐、間伐、間伐が必要な適切に管理されていない人工林、これらの森林所有者に対して災害発生の可能性のある場所を除き、森林施業に適していると思われる部分についての人工林に対する所有者

の意向調査を行っております。

その中で町に経営管理等の移譲希望の有無を確認させていただきまして、自分で施業等が行われる場合は特に問題ございませんが、移譲を希望するという場合、経営管理権集積計画案の提示・協議をさせていただきます。この部分は道のほうに、法に基づく調査勧告をしつつ、所有者が管理できない部分で経営移譲というか、したいという部分につきましては、町に経営管理権の移譲をしていただいて、民間経営者が施業して経済林に適している部分については、そちらのほうに譲渡していくという形で、それに適さない部分については町が施業を行うという仕組みになってございます。

4点目につきましては、治山事業ですね、整備予防を行っておりますが、町の市町村森林整備計画に基づく森林整備計画を行うことにより、森林の有する機能は十分に発揮されるということで、災害防災対策につなげるものと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長(木下 敏) 平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 1問目終わります。

続きまして、2問目に入ります。

町内小中学校における教育環境と運営についての質問であります。

現在、町内の学校では、障害のある子どもと障害のない子供が、可能な限り共に教育を受けられるように、条件整備を行っているところであります。そして、児童生徒1人1人の教育的ニーズに的確に応える指導が行えるよう、日々研さんを重ねられており、その御努力には心より感謝を申し上げます。

本年からは5歳児健診も開始され、学校現場職員の方々にとっては、必要な情報がより多く提供されることと期待されるところであります。

しかしながら、子どもたちは日々成長過程で、様々な問題や苦悩と葛藤しながら学校生活を送っております。昔から言われている「手塩にかけて育てる」こういうことのためには、まだまだ多くの支援が必要と思われれます。そのためには、学校経営資源をできるだけ子どもたちに集中するため、次の点について伺います。

1点目、教職員の負担軽減に向けてということが、教育長の所信表明にも出ておりましたけれども、この軽減負担に向けて学習支援員、特別支援員の現状とその増員について伺います。

2点目は、校舎内の環境測定と冷房の必要性について伺います。

3点目、電気暖房の現状と今後について。

4点目は、大中山小学校の暖房設備設計の見込みと現状の差についてお尋ねをいたします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） それでは、1点目の学習支援員と特別支援教育支援員の現状につきましては、学習支援員が11名、特別支援教育支援員が10名の配置となっております。増員の件につきましては、現体制の人員で支障はないと判断してございますので、財政上のことも含めまして、現状維持での体制を考えているところでございます。

2点目の校舎内の環境測定につきましては、学校保健安全法による学校環境衛生基準が定められており、学校薬剤師の指導・助言のもと、教職員が日常点検を行っているところでございます。

また、冷房の必要性につきましては、現在の当町小・中学校の設置状況は、コロナ感染対策によりまして全ての学校の保健室、また一部ではありますが、特別支援級に設置させていただいております。その他の普通教室の高温対策は、網戸や扇風機による換気対策を行っているところでございます。

3点目の電気暖房の現状と今後につきましては、現在、電気暖房を行っている学校は、大中山小学校と七飯中学校の2校でございまして、燃料費については令和2年度決算見込みでは、約1,640万円の推計をしております。

また、今後につきましては、第5次七飯町総合計画後期基本計画で、七飯中学校長寿命化改修工事の事業に着手する予定となっておりますので、その際には暖房設備についても再検討してまいります。

4点目の大中山小学校の暖房設備設計時の見込みと現状の差については、校舎棟ではプロパンガスと木質チップボイラーによる暖房、体育館は電

気暖房となっております。計画時の暖房料金見込みは年間ベースで、校舎棟が504万円、体育館が139万円、合計で643万円程度と見込んでおりましたところ、令和元年度実績では校舎棟が327万円、体育館が466万円、合計で782万円でございます。令和2年度の決算見込みでは、校舎棟が353万円、体育館が456万円、合計で809万円でございます。

計画時と2年間の実績を比較しますと、校舎棟が約30%減で160万円ほど下回ったのに対しまして、体育館では322万円ほど上回り、合計では約24%増の152万円増加する結果となっております。

燃料費の使い方を分析してみますと、校舎棟は木質チップボイラーを24時間稼働させ、プロパンガスによるバックアップボイラーを稼働させないことで、廊下やホールの床暖房で暖まった空気を教室内に引き入れることにより、プロパンガスによる暖房を極力減らしたことで減額となったものと考えております。

一方、体育館については、計画時では電気暖房機を24時間フル稼働することなく室温・温度設定を20度として推計し、災害時には避難所として活用することから、室温を一定期間維持できる土壌を蓄熱し、床暖房の電気暖房としております。体育館は、学校開放事業でのサークル活動を中心とした地域活動の拠点として、冬期間は平日が午後3時から夜8時まで、休日は午前8時から午後8時まで常時使用されており、また、暖房を1度止めて冷えた後に室温を上げるためには長時間かかってしまい、学校の授業にも支障を来すことなどから24時間フル稼働にしたことが、電気暖房料を押し上げた要因と考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは再質問を行います。

1問目は、早い話現状維持ということなのですが、昨年からコロナ禍という特殊な要因が入りまして、非常に一般家庭内もそうでしょうか、子供たちにもただならぬムードといいますか、雰囲気みたいのが入ってきているというこ

とで、孤立をしたり、極端な話自殺をすると。昨年の文科省の調査では、高校・中学・小学、全部合わせて479名、これは統計をとって最高の人数だという経過が報告されております。

恐らくコロナによるいろいろなストレスだとか、そういうことが家庭だとか学校で、こういうことにつながったのかなと推測をされます。こういうことに対応するためにも、少しでも支援員の数を増やせないかという趣旨で今回質問を行いました。

再質問でお答え願いたいのは、この支援員、学習支援員というのはどの程度経費がかかるのか、それから特別支援員、どういった内容をするのにどのぐらいのお金がかかるのかという説明をお願いしたいと思います。

2点目、冷房の必要性についてお尋ねをしましたが、職員の方が温度の計測をしているということなのですが、そういった記録データというのは、きちんと保管をされているのでしょうか。それから、夏場は結構暑いと子供たちも言っています。それで夏休み・冬休みで調整をしていくというようなことも考えておられるようですけれども、基本になるのは、これだけ暑いから寒いからこういうふうに持っていくという、そのための取りまとめたデータがあるかどうかを2点目の再質問とさせていただきます。

3点目は、大中山小学校と七中の決算見込みが1,640万円、これちょっと山小が幾らで七中が幾らかと分けて、再度、説明をお願いしたいと思います。

4点目は、小学校の大中山小学校ですね、暖房。このことについて質問をしましたところ、校舎棟のほうはほぼ問題ないのですが、体育館では相当見込みと違うという値が出ていますね。

それでまず何点が再質問させていただきますが、1点目、校舎棟で504万円、これは例えばバイオマスの分が幾ら、プロパンの分が幾らと、これをお答えください。

それから、去年の12月の定例議会にプロパンガスの追加補正100万円出されておりましたけれども、これについて12月の時点でプロパンが足りなくなるという判断で出されたのですか。あ

のときに聞けばよかったですのですけれども、今、振り返ってみてここの説明をお願いしたい。

3点目につきましては、教室等のプロパン暖房、このプロパンの価格ですけれども、市場価格と比較して普通に考えれば、一般家庭で少量使うよりもあのバルクタンクで、大きなタンクで相当な量使うと思いますので、単価的には安くなるのではないかなと思っていましたけれども、そういった市場価格と比較しながらプロパンの値段をチェックしているというか、そういうことがあったのかどうか。今までの話、今まででね、随意契約して、それがどういった時点で見直しがあったのかということ、再質問させていただきます。

4点目になりますが、灯油とバイオマス、これはトータルでも安くなっているのですが、予算内に収まっていると思うのですけれども、1回目で聞きましたね、504万円の内訳、これを教えていただきたいということ。

それから、プロパンガス100万円追加補正をしましたが、中学校、ほかの小学校、それは考えなかったのか。要は多分、コロナで換気するので燃料費が高くなるだろうということで補正組まれたと思うのですけれども、御説明は大中山小学校だけだったものですから、ほかの学校ではそういう必要がなかったのかということをお尋ねしたい。

それから、今度は5点目になるのか、体育館の温度を保つために結構な見込みと違う金額がかかっていますけれども、間違いなく設定温度はたしか20度というふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、20度で確保されているのかどうか。

一般開放なんかで、想定よりも長く使っているという御説明でしたけれども、最初の設計というのは学校だけの使い方を想定した設計だったのか。それと20度というのは、間違いなく確保できているのかということを確認したいと思うので、再答弁をお願いします。

それから、情報防災課長のほうにお尋ねをします。これは避難施設になっているわけです。例えば、避難施設として冬場に20度という設定温度が、例えば学校がやっているとおり保てたとし

て、避難施設というのは20度あればいいというお考えなのかどうか。もし足りない、お年寄りの方が寒いと言われた場合には、どういった対応をするのかということをもし計画されているのであれば、その点について答弁を求めます。

以上です。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） それでは、まず1点目です。支援員の待遇の関係ですけれども、学習支援員・特別支援員ともにパートタイムの会計年度任用職員として、時給が1,201円、これを1日5時間勤務、月21日計算としまして、月額としましては12万6,100円となっております。

業務内容につきましては、学習支援員につきましては、教室内で担任の先生と一緒に、学習の後れがある生徒に付き添いまして指導するという内容でございます。特別支援員についてはいろいろな知的とか情緒だとかいろいろな症状がございますので、そこにも何人かに1人というような形で付き添って支援するという業務でございます。

また、2点目の記録データがあるのかでございますけれども、これにつきましては、昨年4月の令和2年第3回の臨時議会でコロナウイルス感染症対策としまして、教室に扇風機と網戸を設置するための補正予算を計上した際に、季節外れの高温があった6月中旬から下旬までの教室内温度の記録データはございますけれども、7月から8月にかけてのデータと冬期間のデータはございませんでした。

3点目、1,640万円、これの各学校の内訳でございます。これにつきましては、大中山小学校が457万円、七飯中学校が1,183万円、合計で1,640万円でございます。

4点目の体育館の関係でございますけれども、まず計画時の校舎棟504万円の内訳でございます。これにつきましては、プロパンガス代が319万円、木質チップ代が57万円、チップボイラーの維持費が128万円となっております。

2点目、新型コロナウイルス感染症対策としましては、教室の換気を行うことによりまして、プロパンガスの教室内暖房、廊下分を見込んだとい

うことでございます。

3点目の市場価格の比較でございますけれども、プロパンガスの料金は自由価格となっておりますので、当町の従量料金の契約単価は1立米350円プラスCP・MP連動を加えた額で契約してございます。一般社団法人のプロパンガス料金と、消費者協会が算出しました直近の令和3年2月の函館市の料金によりますと、基本料金は1,600円、従量料金が立米480円となっております。当町の2月分の基本料金は1,100円、従量料金が339円、これと比較いたしましても、基本料金及び従量料金ともに割安ということになってございます。

大中山小学校以外の追加の必要が、補正なかったのかという質問でございましたけれども、プロパンガス以外の暖房料の重油や灯油などにつきましては、当初、予算積算時の単価よりも低く推移したことによりまして、予算内で収まってございます。

あと、大中山小学校以外は灯油や重油となっておりますので、これも同じように各学校とも予算内で収まるということでございます。

5点目の設計時の20度設定、これについては気温が20度になるようにしてございますけれども、外気の冷え込み状況や学校開放の利用状況、さらには新型コロナウイルス感染症対策のための換気の実施によりまして、室内温度を素早く上げるためには、設定温度を30度近くまで上げる場合もあったということでございます。

また、先ほども申し上げましたが、1度、室温を低く抑えると、温度を上げるためには長時間要することから24時間フル稼働としたことが、電気料金を押し上げてしまったものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、避難所の温度の関係、それから寒さの対策ということで答弁してまいります。

初めに、20度あれば避難所としては十分なのかという御質問ですが、避難所としては温度の設定が何度以上ということを特に定めてはござい

せん。

また、寒さの対策といたしましては、町の備蓄品でポータブルストーブ、毛布、断熱のブランケット、それらを備蓄しておりまして、町内のそれぞれの地区の防災備品倉庫に格納してございます。災害時にも避難所で寒いということになりましたら、その防災倉庫から直ちに避難所のほうに運び出して、寒さの対策を行うということを考えてございます。

また、避難所には、このような寒いときの避難所には、避難の際に暖かい格好で避難してくださいということを周知しながら、寒さの対策ということを考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 学習支援員も特別支援員もパートさんで、大体12万6,000円くらいということなのですね、一月で。思ったほど高くないのですけれども、まず、その説明は分かりました。

何が言いたいかといえば、そのぐらいであればもう少し増やしてもらいたいという、実際に現場の職員の方のお話を私伺っています。やはり今まで、ほかの地区と比べても七飯町はしっかりやっていると評価いただいていたことは確かなのですけれども、それでも現場はかなり大変だとおっしゃっていますので、もう少しこの辺の配慮ができないかという再質問をさせてもらいました。まず、この点については理解しました。

2点目に関しては、データは年中通して取っているということではないということですね。夏場の暑い話は、網戸をつけました。それから、保健室ですとか、支援級には一部エアコンつけましたね。これ木古内町は小・中学校全部が、換気のできるエアコンをつけています。4,700万円から予算をつけて。経費がかかるのでという答弁もありましたので、できる限りのことを今やっつけらっしゃるというのは分かるのですが、夏場暑いという子供たちの声も相当聞いていますので、何か、例えばそれに代わるまでUVカットのシールを張るだとか、ガラスに、若干室内温度が下がる

ということもあります。何かそういった対策をこれから考えられないのかということ再度、また質問させてもらいたいと思います。

3点目の電気暖房の再質問で分けてくださいと言ったら、山小が457万円の電気代、これで勘定合うのですかね。それに違うな、体育館の蓄熱式の電気代しかないと思ったのですけれども、これ見込みだから。例えば令和2年の見込みでは、合っていますね、一けたが違うというような、あるのですね。

すみません。そうすると、七中が1,183万円の電気代かかっていると、七中はたしか全部、体育館含めて電気暖房でしたか。床面積をきちんと調べないと、話見えないかもしれませんが、全校舎を暖めて1,183万円、大中山は体育館だけで450万円、60万円実績としてかかっている。もう1度、この件について再々質問させていただきますけれども、設計時というのは、大中山小学校の体育館の電気暖房の最初の値は139万円で済むという設計だったのだけれども、実際には450万円、60万円かかっている。その理由として、一般開放で相当使うからだという答弁だったのですけれども、もともと電気暖房の設計をするということは、一旦冷えたらなかなか暖めるまで時間がかかるからというそういう想定というか、設計条件で139万円というのが出てなかったということなのですか。

前の校舎も今の校舎も一般開放していましたよね、ということは設計条件の中に一般開放するということが、盛り込まれて当然だと思うのですけれども、その点についての答弁を求めたいと思います。

コロナで換気したり何なりするので、高くなるという補正を組んだけれども、灯油等の単価が安くなったので間に合ったという御答弁、これは了解しました。

一般開放するときには30度ぐらいの設定にすると、ちょっと前に聞いたのと同じことの繰り返しになりますけれども、体育館を使うときには20度の設定だけれども、一般開放するときには30度に上げるという答弁に聞こえましたが、そんな簡単にコントロールできるのですか。子供

ら帰った後に一般の人が入ってくるのに、急にダイヤルを上げると30度に上がると、そういうものではないと思うのですけれども、この30度というので24時間ずっと暖め続けたという説明なのでしょう。ちょっとそこが腑に落ちないので、これについての再答弁を求めたいと思います。

それから、情報防災課長の答弁のほうは、支度をしてきてもらうので、毛布・ストーブで間に合うだろうということですね。あれだけの大容積の体育館を避難施設にするということは、かなりストーブなんかの台数・毛布が必要になるのかなと。子供たちに聞かしても、体育館やっぱり寒いと言っていますよね、お年寄りがそこで一晩過ごすとなれば、30度ぐらいの設定でも果たしてどうなのかね、熱がみんな上に逃げていきますから、もし何か言い足すことがあれば情報防災課長のほうで。先ほどの説明は納得しました。毛布・ストーブで対応するというので、それは分かりました。

再々質問以上です。お願いします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、エアコンが木古内の小・中学校で設置されているということでもございましたけれども、学校や児童生徒数が規模が小さい自治体では、エアコンの設置に向けて進むことは、非常に難しいことではないかもしれませんが、当町の場合は児童生徒2,000名、また教室については100教室ございますので、その工事費となると、1度見積もったデータからは約1億円強かかるということになってございます。

これに代わる工夫、対策につきましては、現在のところ扇風機と網戸をつけて換気するというような対策をとってございますけれども、これに代わる新たなものはないかどうか、今後、こちらのほうで研究をしてみたいというふうに思っています。

また、そもそも電気料が高いということで、設計時点がおかしかったのではないかなというような質問でございましたけれども、これもやはり設計時よりも体育館の使用時間の延長や使用頻度が上

がったこと、また、1度冷えた室温を設定温度まで上げることの電力量なりも考慮しまして、24時間フル稼働としたことが電気料金を押し上げたということでございます。

それで30度の設定につきましては、設定についてはすぐ変えることはできるのです。それで1度冷えた室温を20度まで上げるということは、やっぱり大きく30度まで引き上げて対処しなければならないという時がございましたし、常時それをやっているわけではなく、寒いというふうに感じた場合そういう設定をしているので、これはそういう場合があるということで御理解していただきたいというふうに思います。

また、単価の見直しですか、これについてはCP・MP連動を前月と比較しまして、その差額について契約をし直して再度契約しているということでございますので、市場価格との差はないということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 体育館の寒さ対策、これで足りるのかという御質問だったと思うのですけれども、足りるかどうかというのは、ちょっと実際にシミュレーション等したことございませんので、今、備蓄している台数で避難所となる体育館等が十分に暖められるかという検証までは、正直できてございません。

ただ、大きな災害となったときに、たくさんの避難所が開かれる場合には、現在、ポータブルストーブで、ちょっと正確な資料が今手元にないのですけれども、二十五、六台備蓄しているのですが、これで足りるかどうかというのを今後も検討しながら、必要に応じてストーブと、また、夏の暑さ対策というのも考えていかないとならないということも、課内では協議しているところでございますので、合わせて引き続き協議してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1点だけ再々質問させていただきますが、合点がいけないのは、体育館の電気

暖房の設計ですよ。先ほどもお聞きしましたけれども、そこ明確にお答えいただけていません。

もともと一般開放していた体育館を設計し直したわけですから、一般開放前提で設計するのが普通だと思います。それが当初、一冬139万円で済むであろうということでスタートして、1年目で466万円、2年目で456万円と、いずれも3倍強の電気代がかかっているわけですね。

前にも1度質問しましたがけれども、公共施設は当初50年くらいの設計のものを、70年くらい使っていこうということでお答えになっています。今、何年かたちましたけれども、都合これから70年くらいこの方式でずっとやっていく、それからバイオマスにしても15年で何か設備の入れ替え、それから何年だったかな、結構入れ替える。その中で電気代は、一向に安くなっていかないままであれば、これは相当大変なことになってくると思いますよ。

前に経費のことを御質問していますが、床面積が広がったのだという答弁でしたけれども、基本的にこれだけ想定外の金額で進むのであれば、たしか4タイプ、大中山小学校の暖房は、灯油だけ、プロパンだけ、バイオマスボイラーと灯油、バイオマスボイラーとプロパンと、4タイプの設計比較をして一番高いものを選択したのですよね。なおかつ、設備更新というのもある、電気代も高いと。こうなると、どうしようもなくお金かかり続けるわけですけども、設計と違うということが、例えば我々民間で家を建てて、年間これぐらいで済みますよとって家を建て直した、ところがその3倍も経費がかかる。そうすると、そのハウスメーカーには、話が違うでしょうということになりますよね。教育委員会はそういう判断ないのでしょ。普通に考えたら、139万円で済まないのだから差額分払ってくれとか、もしくは古い話ですけども、大中山中学校で防水が破れて漏水があって、百条を付した調査特別委員会つくっていますね、できたすぐ後に。

それから、私ももう議員になっていましたけれども、藤城小学校、ここでは体育館で結露が起こる、換気が悪い、設計事務所が責任持って夏休みに何百万円もお金かけて直していると。こういう

経緯考えますと、これは設計事務所の責任というのは相当あるように私は思う。調査特別委員会をつくるに値する事案ではないかなと思うのですが、この点について教育委員会はどのようなふうに判断なさいますか。

○議長(木下 敏) 教育次長。

○教育次長(扇田 誠) 当時の設計時の見積もりにつきましては、先ほど申し上げましたとおり200万円弱で収まるのではないかとこの設計でございましたけれども、これにつきましては当時の計算では、1日24時間のところを22時間でいいというような感じで、設計時点では計算をしてございました。

これにつきましては、実際、使われ方、サークル活動等、以前と大きな変化はないのではないかとございましてけれども、やはり蓄熱式の土壌については、暖め直すには長時間かかりますので、これについてはどうしようも致し方ないというふうに現在のところは思っているところでございます。

また、これにつきましては、学校や地域のサークルの方、また利用される方々と学校の運営協議会、コミュニティスクール等を今後の節電方法とを検討して、今後の学校経営についての何とか協議を進めながら、設定温度を低くしながら電気料金を抑えていきたいということで協議をする考えでございまして、それについて御理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 平松俊一議員。

○3番(平松俊一) ちょっと答えになっていないと思います。これは、あと同僚議員と、また別な機会でお話をさせていただきたいなと思っております。

2問目これで終わります、3問目に移らせていただきます。

町発注案件に関する入札執行と随意契約についてであります。

地方自治体の発注案件の契約は原則として一般競争入札によると、地方自治法第234条第2項で義務づけられております。また、指名競争入札及び随意契約は法に定められた場合のみ行うこと

ができ、競争入札を行っても落札しない場合などは、随意契約に移行することができることも地方自治法施行令で定められております。

一般競争入札を正しく運用すれば予算の無駄がなく、極めて公平かつ透明な制度ではありますけれども、手続が煩雑で、小規模事業者には参入しづらいデメリットがあるとも言われ、また談合が常態化すると競争入札のメリットが全く生かせないため、談合防止策が極めて重要となる制度でもあります。

町財政が逼迫しているということを鑑み、経費節減の一丁目一番地である入札執行と随意契約に関する次の点について伺います。

1点目、当初予算で発注予定の年度内で一番発注金額の大きい案件、いわゆる一番工事のみを全く条件のない一般競争入札にするということについて。

2点目、地元企業を優先的に落札させる、これ町長の方針ですが、この効果について。

3点目、随意契約を採用する基準について伺います。

4点目、一般競争入札による一社入札が発生した場合について伺います。

5点目、指名競争入札で辞退があって、一社入札になった場合について伺います。

最後6点目、地方自治法第92条の2の解釈と運用についてお尋ねをいたします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 答弁の前に1点お伺いしたいのですが、通告前段の中で地方自治体の発注案件の契約は原則として一般競争入札によると、地方自治法第234条第2項で義務づけられているとありますが、地方自治法第234条第2項では、条文を読み上げますと、前項の指名競争入札、随意契約又は競売りは、政令に定める場合に該当するときに限りこれによることができるとなっておりますので、一般競争入札につきましては地方自治法第234条となりますので、234条での御質問であると解釈し、お答えしてよろしいでしょうか。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） お願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） では、1点目、3点目につきましては、七飯町の入札制度の概要といたしまして工事関係でお答えいたしますが、制限つき一般競争入札では、予定価格が5億円以上24億7,000万円未満、地域限定型一般競争入札では補助事業においては130万円以上5億円未満、町単独工事においては1,000万円以上5億円未満、指名競争入札では130万円以上1,000円未満、随意契約では予定価格が130万円未満、このほかの随意契約といたしましては、設計変更や追加工事等で発注した工事と切り離すことが著しく困難または不利となる場合は、受注者と随意契約する場合があります。

入札制度の概要といたしましては、金額で発注方法を取り決めておりまして、議員御質問の一番工事という表現は何を示しているのかわかりませんが、事業費が1番大きな工事ということでの質問ということでありましたら、その工事だけを条件なしの一般競争入札にすることはいたしませんし、発注金額の大小にかかわらず説明どおりの概要で運用してまいります。

2点目につきましては、地元企業を優先的に落札させているということとはございません。各種入札制度を利用し、法令遵守で入札を行っております。町発注工事を町内業者が受注することは、地元発注・地元雇用・地元調達の観点からも地域の発展のためには必要なことだと思いますし、七飯町の社会循環の観点からも大変効果的なものと考えております。

4点目につきましては、過去に平松議員の一般質問等で幾度となくお答えしておりますが、一般競争入札においては公告を出した時点で、入札競争原理が働いておりますので、1社入札になったとしても何の問題はございません。

6点目につきましては、地方議会の議員は地方自治法第92条の2により兼業を禁止されております。その概要は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役執行役員もしくは監査役もしくはこれに準ずべきもの、支配人及び清算人たることができないとなっております。

ります。

請負の範囲につきましては、兼業の禁止は普通地方公共団体の議会の議員が、当該普通地方公共団体との間において利害関係に立つことを禁止し、議会運営の公正と事務の執行の適正を保障することを目的とするものであるとなっております。したがって、建設工事に関しましては兼業に抵触し、禁止されている事項に該当するものと思われま。

建設工事関係の答弁といたしましては、以上となります。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、私からは3点目、5点目、6点目の答弁をいたします。

まず、3点目の随意契約の基準でございます。

随意契約とする場合は、地方自治法、地方自治法施行令、七飯町契約規則及び七飯町契約規則運用方針により適正に執行しております。具体的には、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号までの各号に該当する場合、随意契約が認められております。

次に、5点目についてお答えいたします。

指名競争入札の執行の際1者を除いて他のものが入札に参加しない場合、または入札を辞退した際における1社の入札の取扱いについては、該当入札者は入札参加者が1社しかいないことを知り得ないことから、競争性は確保されていると考えるのが妥当であり、該当指名競争入札は有効に成立したと認めることが適当であると、地方公共団体の契約制度を実務的な留意点に触れ解説している地方公共団体の契約実務の要点などに記載がされております。

ただし、前日までに他者が参加しないことの意味が事前に確認できた場合は別の業者を指名し、改めて指名競争入札を行うこととなります。

次に、6点目の地方自治法第92条の2の解釈と運用についてお答えいたします。

地方自治法第92条の2は、地方公共団体の議会の議員の兼業を禁止するものを定めたもので、議員は議会の審議、議決を通じて当該地方公共団体の事務や事業に影響力を持つため、議員個人として直接的利害を持つことを禁止し、一般住民か

ら不審や疑惑を招くことを排除し、議会の公正な運営を確保するため、個人において直接請負をすること、当該地方公共団体に対する請負業が法人の全体の業務量の半分を超える法人の役員に就くこと自体を禁じているものでありますので、町の立場としては法の趣旨にのっとり、適正に対処しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 3点目の随意契約のところで、教育委員会のほうに質問をしたいのですけれども、大中山小学校のプロパンを入札をせずに随意契約でやっただと。これについて前に質問をしたときに、教育委員会のほうの答弁としては、小学校の設備を行った業者の指定業者は町内に1社しかなくて、そこ随意契約をしたという答弁がありましたけれども、今回の民生文教常任委員会の報告書にも同様なことが報告されています。

ここではプロパンガスの供給と設備の保安業務を併せて契約することについては、液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化の法律の規定によりプロパンガスを供給する業者が、設備の保安業務を行うことが定められているということで、同じ説明になるかと思うのですけれども、その解釈についてお尋ねをしたいのですが、非常にちょっと分かりづらくなるかもしれませんけれども、例えば私は一応電話ですが、プロパンの幾つかの協会とかそういうところに聞いたことでの質問なのですが、例えば小学校のプロパンの設備をつくった業者が、そのままその設備を持っているものであればこの説明は当たると、指定業者がそこに入れるというのは合っている。

ただし、設備の工事が終わって町のものになっているわけですから、その設備にガスを入れる業者は、どこかが決まったら、そこで責任持つてやることなので、設備施工した業者の指定店でなくても構わないという解釈だというふうには私は説明を受けましたので、この点について教育委員会の判断を求めたいというのが一つ。

それから、最後の6点目の議員の兼業禁止と、この説明では個人、議員個人の経営している会社が請負は禁止されていると。ただし、法人とい

う言葉使いませんでしたけれども、恐らく法人の役員ということになると思いますので、それは数量で、例えば会社全体の売上げの半分以上を超えなければ問題ないという御説明だったと思うのですが、そこを確かめたい。

これは平成30年の4月25日の通達です。発行したのは総務省自治行政局行政課長、宛先は各都道府県総務部長、「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」という通知です。

これは今、私が説明しましたこととちょっと違うのだな。例えば、議員が役員をしているときに、会社の売上げを50%超えなければいいのだという町の判断、こういうことに対していろいろあちこちから質問が来たということなのでしょうね。それに対する回答の通知ということで、「各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村の長及び議会の議長に対しての本通知の周知をよろしく願います」という前文があります。それで地方自治法第92条の2等の解釈について、議員は当該地方公共団体に対し請負をする者等足ることはできないこととされています。これは議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することを趣旨とするものです。わざわざこういう文書が送られてきているのですけれども、これとの合致というのはどうなのか、御答弁を願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、大中山小学校に設置しているプロパンガスのガスバルクにつきましては、岩谷産業の供給品でございまして、当時、地域の事業会社でございましてイワタニ北海道が、北海道から設置許可を受けて今現在設置されているとございまして、プロパンガスの卸元でございまして岩谷産業株式会社が継続的売買契約を締結している燃料業者は、町内では現在契約している1社のみとなっております。

これにつきましては、当時から教育委員会の判断としましては、災害時にも近距離にある、また町内で卸元の契約している業者を1社ということでございまして、随意契約を行っているという判断でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは6点目の御質問について、私のほうから御答弁してまいります。

まず、議員の先ほどおっしゃっていた直接請負をすることを禁止するというような法律の解釈でございますけれども、ここは個人においては大きい小さいにかかわらず、直接請負をすることを禁止するというものでございます。

また、先ほど御答弁申し上げましたけれども、当該地方公共団体に対する請負量が法人の全体の業務量の半分以上を超えるような法人の役員に就くこと自体を禁止しているというふうなつくりでなっております。

ただ、その私、約半分と申し上げましたが、過去の判例の中で47%とか45%程度で、そこは法律に抵触しているというような最高裁の判例がございます。これも承知をしているところでございますが、それらにつきましてはそれぞれのケース・バイ・ケースであると思いますので、ここでは何の事項についてのお話かということもありますので、約半分ということで御答弁させていただきました。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 教育委員会のほうにお尋ねをしたのは、答弁としては、設備は岩谷産業のものであるという答弁に聞こえますけれども、これ町が発注して町のものではないのですか。町のものになったら、町はそのプロパンを納入する業者を改めて選んで、選ばれた業者が町の設備にガスの充填をする、そしてそれに対する責任を負うという解釈ができないかということなので、もう1度答弁を求めたいと思います。

それから、総務課長のほうにもう1度お聞きをしますけれども、なかなか判例を挙げてきちんと出てこない問題なので、確かに難しい御答弁になるかと思いますが、先ほど読み上げました総務省から出ている通知これが出された後、いろいろな自治体で自治体側も議会側もかなり倫理条例みたいなものをまとめ上げてきているのですよね。

いろいろな表現があります。例えば、議員が代表者でなくて、配偶者の方を代表者にしてやってもだめだとか、二親等以内血族又は同居の親族として経営されている会社、これもだめだという自治体もあります。こういうことに対して七飯町はどう判断されるのかという質問ですので、もう1度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、ガスバルクにつきましては、所有権は町にございます。ただ、随意契約については、法律においては充填する業者が保守を請け負うということをごさいます、一般家庭と違いまして、学校は総延長で1,000メートルぐらいガス管ありますので、これについてはやはり保守を一体とした町内で唯一の売買契約している1社にしたということをごさいます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） それでは、92条の2の関係でございますが、議員おっしゃる自治体の中では、そういう倫理条例等の部分でそういうものを決めている自治体もあるという話ですけども、自治体というよりも議会基本条例等の議会側の決めではないかというふうに私は考えております。思っております。

そもそも論の話でございますが、地方自治法92条の2というのは、議員に課せられた制限でございます。それを守らなければいけませんよというそういうところで、自治体に対してというか、町自体がその制限を受けているとか、それをどうしているということではなく、議員の部分に対しての制限が課せられている。それに対して抵触する場合には、議会の議決をもって議員の資格というものをどうするかというもの、そういうことを議会の中でやっていかなければならないと定めておるのが127条に定めてございます。

その発議権、発案権というのは、議員に専属するというふうに解釈の中に記載されているものがありますので、町側にその部分までの権限がないと。そういう部分までを解釈を求められてもどちらかという、それは議員に課せられたそういう使命であるというふうにししか答弁のしようが

ございませんし、町側としましては法にのっとった執行していくという答弁以外に、答弁のしようがないというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 最後に、1点のみ質問をさせていただきます。

これは例えば、次の選挙に立候補を考えている方が会社経営をなさっていると、それで町との取引がある。こういった場合に奥さんを代表者に代えて、自分は役員ではないのだということで町との取引は50%以内であれば、問題ないという解釈ができるかどうかと、こういうことのまとめの質問になると思います。

倫理条例だとかそういうのは、確かに議会側にあります。それも承知しています。ただ、同じように自治体側も決めている自治体があるということで、先ほど述べました。議会側にあるというのは、おっしゃるとおりで分かりました。

確認ですけれども、今、言いましたように、誰かが議員になる場合に、自分が経営者だったのだけれども奥さんに代表権が移って、自分は会社の経営に携わっていないということが認められれば、それは解釈で普通にやれるという答弁だったと思いますけれども、間違っていないか。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） ほかの自治体の決めのどうかということ、ただ、法の解釈ですので、地方自治法ここ曲げるわけにはいきませんので、書かれているとおりでございますので、そのところは町がこれを超えて、国の法律を超えてそのところ制限をかけるだとか、そういうことには基本的にはならないものと。そのところをやっている自治体のケースというのは、私はちょっと把握してございません。それは個人的には勉強してみたいと思いますけれども、答弁としては、地方自治法に定められたとおりに執行していくものと、それ以上のことは答弁申し上げられませんので御理解ください。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番(平松俊一) おっしゃっていること半分分かるのですけれども、会社経営をしている人が議員になる、なった、それで役場との取引がある。そうするとちょっとまずいので、奥さんなりお父さんなり子供なりに代表権を移して、実際には自分で会社経営をしていますけれども、代表者になってないから大丈夫だという解釈ができるかどうかということを知っている。その解釈ができるのかできないかで、答弁願いたいと思います。

○議長(木下 敏) 総務部長。

○総務部長(釣谷隆士) 何度も同じ答弁になりますが、その分は前の答弁のとおり、92条の2の次にございます127条の規定により、そここのところの発議権というのは議員にあるということが定められてございますので、その解釈と判断は議会ですべきものということですので、私のほうからの答弁にはできないということで御理解いただきたいと思います。

○議長(木下 敏) 暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) それでは、通告に従いまして一般質問をしてみたいと思います。

大きく二つありますけれども、まず、1のほうからまいりたいと思います。

令和3年度七飯町施政方針について。

令和3年度七飯町施政方針にうたわれている次の点について伺いたい。

1、17ページの大沼国定公園の管理運営について。

2、18ページの雇用対策について。

3、19ページの自立する自治体経営について。

4、20ページの「観光業や飲食業を中心に多大な打撃を受けており、さらに底辺が拡大することも考えられ、」とは何か。

以上、4点についてお願いいたします。

○議長(木下 敏) 商工観光課長。

○商工観光課長(福川晃也) それでは、私のほうから1点目、2点目、4点目につきまして御答弁申し上げます。

1点目です。

これまで大沼国定公園の管理運営は、一般財団法人自然公園財団が南大沼駐車場の利用料金によりこの事業費を賄っておりましたが、駐車場利用の低迷により収支が悪化し、令和2年度をもって撤退することとなっております。

自然公園財団の撤退に関しては、七飯大沼国際観光コンベンション協会などの関係団体や地域住民や事業者などと意見交換や情報提供を行っており、南大沼駐車場については無料としてほしいことや、大沼国定公園の維持管理についても地元としてできる得限りの協力をしていきたいとの意見のほか、自然公園財団による管理がされていなかったころのように、維持管理に対する町からの支援の要望等をいただいているところでございます。

これらにつきましては、大沼国定公園の管理者である北海道に対して要望するとともに、町としても令和3年度当初予算において、公園美化清掃負担金として300万円を計上し、北海道と十分に連携し、地域とともに大沼国定公園の適切な管理運営がなされるよう努めてまいります。

2点目につきましては、雇用対策についてはハローワークによる求人情報の提供や通年雇用化を促進する南渡島通年雇用促進支援協議会を通じて、必要な技能を身につけるための技能講習や通年雇用化に必要な知識の習得と効果的な就職活動のための意識啓発セミナーなどを実施してまいります。

また、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりを目指す七飯町シルバー人材センターや、15歳から49歳までの就労を支援する函館若者サポートステーションの活動を支援してまいります。

4点目につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、海外における感染症の拡大による外国人観光客の激減に見舞われ

ている観光業をはじめ、北海道独自の緊急事態宣言、国の特別措置法に基づく緊急事態措置などに基づく外出自粛により飲食業などに多大な影響を及ぼし、今、なお収束の兆しが見えず社会経済に大きな打撃を与えております。

長引く感染症による影響は、消費者と接する業種だけでなく取引関係にある業種にも波及し、これが繰り返されることで負の影響がより広範囲に及ぶことが懸念されます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） それでは私のほうから、4点目について補足の答弁をさせていただきます。

今、商工観光課長が答弁したとおり、新型コロナウイルス感染症のダメージは、より広範により深く地域経済に浸透してくることが予想されます。町としては、引き続き民間企業への財政支援を含めて、地域経済の立て直しに努力してまいります。

しかし、新型コロナウイルス感染症収束のめどがいまだに立たない状況で、限られた予算の中で財政出動を続けることは、だんだんと厳しくなっております。これまで国にしても北海道にしても、感染拡大を防止するために緊急事態宣言や集中対策期間を設けて、国民・道民の協力を得ながら活動を抑制してきました。

これは感染を防ぐ上では、発症者が確実に減ってきていることからもとても有効な手段ですが、経済に対するマイナスの影響が大きく、非常に難しいかじ取りをしなければならない状況が続いております。このマイナスによる影響は、感染症の多少にかかわらず人の気持ちを委縮させ、私たちというより私自身が七飯町内の飲食店に行くことも自粛するような状況になっており、職員も、そして議員の皆さんもそうなっているのではないかと思います。

しかし、町内の飲食店や商店などの多くは、先般の臨時議会で追加補正したように、七飯町商工会で実施している感染症対策のための設備投資を積極的に行っております。事業者がこのように必死に努力している中で、町長として、それを後押しすることはもちろんですが、私、中宮個人、町

民としても後押ししなければならないことだと痛感しております。

具体的な後押しとしては、感染状況に応じて利用方法は変わりますが、少なくとも少人数による会食、短時間での会食、マスク着用などの個人でできる基本的な対策を行いながら、感染症対策をしっかりと行っている店をまずは私の例で例えれば、同居している家族は家内でありますので、家内と一緒に利用したいと思っております。

そしてこのことは私自身のみならず、職員へもお願いしたいと思っております。職員1人1人が家族と、あるいは職場の仲間と少人数で利用することなどもできます。できないという観点から、対策をしながらできるへ気持ちを切替えていければと思います。感染症対策に最大限の配慮をしながら、巣ごもりから脱却して、このような取組をしながら、ゆっくりと活動を再開していくことができれば大きな流れになって、多少なりとも地域経済回復のための力になるのではないかと願っております。

議員の皆さんにもぜひ御賛同いただければ幸いです。行政としての方針ではないため、施政方針には記載しませんでした。発言の機会をいただいたことを感謝申し上げ、商工観光課長答弁の補足とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 私からは、3点目の自立する自治体運営について御答弁いたします。

施政方針で記載しているとおりでございますが、歳入については新型コロナウイルス感染症の影響により、町民税、固定資産税などの町税全般、地方消費税交付金等で減額が見込まれております。この後、提案いたします令和3年度の当初予算では、町税では対前年比3億円が減少すると想定しております。減少した部分の一部については、国から新型コロナウイルス感染症対策、地方税減収補填特別交付金約1億円の歳入を予算化しておりますが、平成20年のリーマンショックの際には2年連続の減収となったことから、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の減収

は、複数年続くものと予想しているところがございます。

このような状況下にあつて、今まで以上に収支の均衡を図ることが重要であることから、第6次行財政改革大綱に沿って歳入対策として、今後、利活用の計画のない町有財産の処分、受益者負担の適正化を図るため使用料・手数料の見直し、返礼品の見直しによるふるさと納税等の強化を図り、増収に努めてまいります。

また、新たな財源についても他の市町の検討動向などに注視しながら、引き続き検討してまいります。

また、歳出の抑制のため、それぞれの公共施設の利用状況等に考慮しつつ休館日を設定すること、電気料削減の観点から公共施設の照明のLED化などを新たに進めてまいります。行政運営の効率化を図るため、指定管理者制度の活用・拡充、民間委託が可能な業務の検討、施設の老朽化の状況等による公共施設の統廃合や長寿命化の検討を実施、業務の効率化を図るためにICT等の活用、さらに効率的な組織となるよう機構・職員定数の見直しを引き続き図ってまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、大沼国定公園の管理運営でございますけれども、これについては施政方針の中に相当額の維持管理費が必要だというようなことで、いろいろ道のほうと話し合いを持たれているとは思いますが、年間、実際大沼の維持管理費、町は美化清掃ということで負担金300万円やっていますけれども、総枠で幾らかかって、道が幾ら持って、そして町は300万円。そしてここに書いてはありますが、地域においても応分の負担、これは具体的に何を指してどのような負担をさせるのか、これについてまず伺っていきたく思います。

それから、2番目の雇用対策でございますけれども、これは負担金が9万5,000円計上されておりますけれども、実質ここに記載されておりますけれども、通年雇用に必要な資格や技術向上を図るための技能講習などを実施し、これについては雇用促進支援協議会のほうから、そちらのほう

に委託がされるのだらうと思うのですけれども、実際この部分で町内の受講する大まかな人数で構いませんけれども、こういったような技能講習で、どのぐらいの人員が通年雇用に向けての資格や技術を取得していただくのか、町の予測立たないというかも分からないですけれども、これから応募しますというかも分からないですけれども、一応、町内の雇用だとか、あるいは労働者こういったようなものを見れば、このぐらいの技能講習、あるいは技術向上のためのいろいろな取得に向けた環境づくり、こういったようなものを考えた場合、大体町内ではどのぐらいの対象人員がいるのか、これをまず教えていただきたいと思えますし、また、新型コロナウイルス感染症の影響による失業については、経済状況を注視し対応していくという話でございますけれども、コロナ感染症の影響によって七飯町内でどのぐらいの失業者が実際いるのか、そこら辺押さえていけば教えていただきたいし、また、こういったような経済状況であれば、こういったような対応しますというような表現になってはいますが、この経済状況というのはこういったような状況を指すのか、私は結構厳しい部分で今経済状況があるのではないかと、そう思うのですけれども、対応するために向かっての経済状況というのはこういったようなものを指すのか、そこら辺をまず教えていただきたいと思えます。

それから、自立する自治体経営ということで、いろいろお話いただきましたけれども、これ具体的に施政方針を見ますと、感染状況を見極めながら対応する。冒頭の3ページでしたか、各種イベントや諸事業の開催費用について当初予算の計上を見合わせ、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、補正予算等で対応する。これは分からないわけではないのですけれども、実際これを抜かしていれば予算を組み立てていないという私は解釈せざるを得ない。

何でかという、地方自治法の第210条、これについては総計予算主義の原則とは、予算において歳入及び歳出を区分した上で、それぞれ個別に総額を計上しなければならず、全ての収入及び全ての支出は予算に計上されなければならないこ

とをいいます。これが総計予算主義の原則、これによってどういうことなのだということになる、地方公共団体の予算における一切の支出を明らかにし、予算の全体像を明確にすること、議会ないし住民による監督を容易にすること、そして予算執行の責任の所在を明確にすること。そういうことを期待しながら、地方自治法の第210条総計予算主義の原則というものができ上がっている。

そういうことを考えますと、冬期間のイベントの予算を計上しないで状況を見てやると、そういうことがこの法210条に合致、なじまないのではないかとそういうふうに理解しますし、そしてなおさら地方経済の話、先ほど町長が申しまして、何とか地域経済の活性化を目指して努力したい。そうであればなおさら、これらの予算計上されていない補正予算でやる、そういうものについての予算は私はのせるべきだと思う。去年のようにできなかった分については、それはそれで残さざるを得ない。

なぜかという、歳入で、歳入の確保ができて初めて支出の確保ができるのです。ですから途中で冬期のものを外してしまってやってしまうと、では冬期にやるときの財源はどこにあるのですかということになる、この中では見えてこないのですよ。見えてこないということはどういうことかという、いろいろな主要な財政指標こういったようなものが全然うたわれていますけれども、違うという話ですよ、前提から、狂ってくるのですよ。

まず、総体的に予算をつくって、そして中止になった場合は歳入が多いわけですから、歳出が中止になるわけですから。そうすると、余剰金が出れば、地財法で2分の1以上は基金に入れなければだめなのですよ、財調の。そういうことを十分承知の上で、こういう予算立てをするというのは、私は問題あるのではないかと思います。そうやって2分の1、例えばがさっと見た限りでは令和3年度の財調の基金が5億円ですよ。そして減債の基金が1億5,000万円くらいです。そして今年、令和3年に返す公債費の返還額が13億円ですよ。

そういうことを考えていくと、しっかりと地域の経済を考えれば、先ほど町長が言ったように、入れるものは入れてこれでやる。そして少しでも、教育行政方針にもうたっていますけれども、昨日の話ではないですけれども、しっかりと感染防止を考えた上で、地域経済を動かすための施策を打っていく、そのためには令和3年の予算総額をきちっと押さえていくということですよ。

そして先ほど言ったように、執行できなかった場合は余るのですから、2分の1以上を財調なり基金に積みばいいのですよ。それが全然出ていないということは、歳入の財源がないのではないかなと思うのですよ、まずその点ですよ。

そしてなぜ冬期間、分かりますけれども、財源が私はないのではないかなと思うのですけれども、なぜ予算を立てた上で実施するしないを、状況を見て判断するというふうにしなかったのか、なぜ補正等に、その場に持って行ってしまったのか、そこら辺の考え方ですね、お知らせを願いたいと思います。

それから、歳出のほうで公共施設の休館日、こういったようなものを打ち出してきていますけれども、実際どのぐらいの節約できるのか。ただやりますだとか、町有財産の処分これもありますけれども、今、そういう売買できる経済状況なのかどうかですよ。そういう中で、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築と言われても、実際3年度の予算が私から言わせれば中途半端、そして総額が見えない、財政指標も変動する。こういう状況の中で自立する自治体経営、こういうものが本当に可能なかどうか、しっかりとそこら辺を町民に対しても、説明していかないとだめではないかなと思うのですね。

それから、ちょっと参考にお聞きしたいのですが、昨年、国勢調査ありましたけれども、国勢調査の速報数値が来ているかどうか、まずそれをお聞きしたい。

それから、使用料及び手数料の見直し、こういったようなものも出てきておりますけれども、これはいつやるのか。教育行政方針のほうでは、準要保護の見直しをやるのは令和4年度とうたっていますけれども、通常このままやってしまう

と、今年中に素案をつくるのか、そこら辺もちょっと教えていただきたいと思います。

それから、4番目、観光業や飲食業を中心に多大な影響を受けており云々、先ほど町長のほうから丁寧なお話いただきましたけれども、さらに底辺が拡大。この底辺というのは、先ほど課長なり町長言われたように、観光業や飲食業の事業者を指すという理解でよろしいでしょうか、そこもお願いいたします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では順次、御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の大沼国定公園の管理運営に係る事業費についてなのですが、こちらにつきましては、七飯町といたしまして現在公園にある施設、それから今まで財団が活動なされてきた状況等を考慮しまして、大体1,400万円程度の事業費が必要になるかというような考え方を持っています。

それに対しまして、北海道と協議を進めている状況でございますが、北海道のほうから約1,200万円程度の予算、そして七飯町からは先ほど御説明申し上げました300万円の予算、合わせて約1,500万円をこの事業費に充ててまいりたい、地元として約2割の負担をさせていただくというような形で考えてございます。

もう1点、地元の方々の応分の負担という部分でございますが、町いたしましては、地元の事業者や地域住民の方と複数回にわたりましていろいろ意見交換をさせていただきました。その中で、ある事業者さんであれば、今まで公園の芝刈りも草刈り等も実はボランティアでやってきたということや、あとは自主的に自分の住んでいる周りの部分の清掃活動をボランティアでやっていました。ですから、財団が撤退して、そちらの事業費が賄えなくなった場合には、私たちが今までやってきたボランティアこういったことができるので、ぜひ協力をさせていただきたいというようなお話をいただきました。

地元といたしましてもそういった負担も考慮しながら、いろいろ意見交換をやってまいっております、それらも含めて要望事項、意見として、

北海道のほうに打診しているというような状況でございます。

次、2点目でございます。

こちらの技能講習等につきましては、例示になりますが、昨年度につきましては玉掛け技能講習、それから小型移動式クレーン運転技能講習、そして車両系建設機械整地等運転技能講習、フォークリフト運転技能講習等を実施しております、七飯町からの受講者は1名ということになってございます。

さらに、こちらの南渡島通年雇用促進支援協議会におきましては、短期就労の方、いわゆる季節労働者の皆様に通年雇用を実現するために、様々な事業を展開してございます。こういった登録されている季節労働者の方に、季節労働者の就職支援事業といたしまして、訪問活動も実施しております、七飯町につきましては105名の方に、こういった面談を行っているところでございます。

それと雇用状況、現在の経済状況ですね、御存じのとおり、外出自粛が広まっております、特に大沼国定公園には人気がほとんど見られない、事業活動ができないというような支障を受けてございます。

今、町内における失業者数とかそういった資料はございませんが、直近に出ましたハローワーク函館のほうから雇用状況につきましての資料に基づきますと、昨年12月につきましては、有効求人倍率0.77ということで低い状況にございまして、これは北海道・全国に比べましても函館圏域は、大変厳しい状況であるということが公表されてございます。

4点目、底辺という表現でございますが、これは事業者等を指していることではございませんで、表現といたしまして裾野、対象者、対象事業者が増えていくという様子をこのような底辺という形で表現させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは私のほうから、まず予算の中でイベント類を当初予算に計上しないで、補正予算などに対応するということ

としたことについて御答弁申し上げます。

まず、本年度、コロナの状況により当初予算に計上しなかったものにつきましては18事業、約3,600万円の予算となっております。ここについては、議員おっしゃったとおり、当初、私どもも当初予算を編成する際にコロナの状況をどこまで考えて予算を計上しなければならないかということをご悩ましました。まさに今もコロナ禍にあるということで、非常事態であるということの中から予算については、その時点時点でコロナの状況を判断しながら事業を実施できるような体制を組んだほうが、コロナをイベント等を実施したことによって感染拡大をしてしまうということは、そこは町も本意ではございませんので、その感染の拡大を防ぎながら経済を回していきたいというところの考えから、補正予算対応としたというところでございます。

通年であれば、当然、当初予算に全ての予算を上げてというところでございますが、非常事態であったということから、そのような対応をさせていただいたというところでございます。

続きまして、行革の観点からのお話がございました。休館としてどのぐらいの試算をしているのかというところでございます。ここもこの施設を今、どのような形で休館するかというものの細かい詰めをしているわけではございませんで、今後、それらをいろいろな施設があると思えますけれども、その利用状況を踏まえて、そこを検討してまいりたいというものでございます。

続きまして、使用料・手数料の見直しにつきましてでございます。使用料・手数料につきましても、ここも見直しをしていかなければならないということで、今後、令和3年度から着手してまいるということで考えてございます。ただ、いつから料金を改定するかということのお話になりますが、今現在コロナ禍もありますので、この状況の中でその見直しをするかという判断も問われてくるということから、コロナ禍の状況を見ながらその改定をしていきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 国勢調査について質問等ございましたので、そちらの部分について答弁させていただきます。

速報値でございますが、5年前の例を見ますと、2月に速報値が発表されますが、今回の国勢調査につきましてはコロナの影響もございまして、そもそも調査期間が延びただとかございませぬ。そういった意味合いで速報値が、まだ現在、出ていないという状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） そうしましたらまず1番目でございますけれども、総額で1,400万円、そしてうち道が1,200万円で町が300万円（発言する者あり）そうですね。そういうような内訳の中で、大沼国定公園の管理運営をやっているのだということと、それから地域に対しては金銭ではなくて、ボランティアでいろいろやっていただくというそういう考え方でいいのかどうか。そして今までの美化財団、これについては1,400万円で対応してきたのか、総枠ちょっと違いますかね。

○議長（木下 敏） 1,200万円の300万円。

○5番（田村敏郎） 当初、1,400万円ではなかったですか、総枠1,500万円、ちょっと確認してから。

○議長（木下 敏） そのもう1度、再答弁、先にお願ひします。

○商工観光課長（福川晃也） 大変申し訳ございません。約ということではおっしゃっていただきまして、おおむね1,500万円弱ということで御理解をいただきたいと思ひます。大変申し訳ございません。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） おおむねということですので、私は1,400万円と聞こえてしまったので、申し訳ないですね。それで100万円多く、何かに使うのかなというようなそんな意味であればいいものですから、そうすると、まず1,500万円ですね。1,500万円で、道が1,200万

円、そして町が300万円で、地域においてはボランティア、こういったような形で協力していくのだという流れだと思うのですが、これについてはまだ決定ではないということですね。

そしてここであれなのですけれども、先ほど言ったように美化財団、これについて今までやってきた総事業費ですね、これ幾らなのか。私、よく聞くのは大沼の周遊道路、雑木林で湖面がなかなか見えないとか、そういったような苦情というのですか、御指摘があるというようなことで、こういうものも解消しうるような事業費なのかどうか。そして、そうではないということであれば、昨日、特別委員会の報告にあったように、やはりきちっとした管理とサービスと、そしてまた来たいなというようなそういう思うような大沼国定公園、こういったようなものを求めていかならなければだめだということで、これらの金額で、こういう金額で十分それが可能なのか、そうではなくて必要最低限の金額なのか、そこら辺をもう1度お話ししたいと思います。

それから、2番目の分かりましたけれども、玉掛けクレーン等の技能講習、こういうものは町から1名だったと。それから、季節労、こういうものについては105名というようなお話がありましたけれども、何というのですか、もっともっと受けていかなければ雇用につながっていかない、通年雇用につながっていかないというようなことを考えれば、もう少し町が積極的にそういったようなものについて環境づくりをしていくという観点の中から、もう1度お話をいただきたい、そういうふうに思います。

それから、自立する自治体、これについては何かよく分からないのですね、やっぱり。きちんと上げるものは上げて、その上で町側と議会とで議論をして、今の答弁であれば3,600万円だということです。18事業で。それがなぜ、非常に私は理解に苦しむ、これが3億6,000万円だとか、あるいは36億円だとかそうであれば、そうだなという感じはしますが、3,600万円を冬期間そういうものをのせておかないで、状況状況に応じて補正しますよというのは、私としてはやはりいかがなものかと思うのですよ。しっか

り総歳入がこれ、総支出がこれ、こういったようなもので先ほど言ったように財政指標がこうだと、そういうものを示していく中で町民は安心するのではないのでしょうかね。これから先、その3,600万円というふうに言いますけれども、これが本当にのるかからないかって、分からないでしょう。そのときにならなければ。

だから、コロナ禍が収束しないからやめます、そうはいかないと思いますよ。年間の見積もりですから、予算というのは。こういうものを4月1日から翌年の3月31日までやりますと、基本は予算と決算が同額で、移動がないというのが理想なのです。だけれども、その間に町民の要望だとか、やらなくていいものが出たとか出てくるから、減額補正や増額補正があるのであって、はなからこういうものについてはその場にならないと分からないから、その場で補正しますと、これは私にしてみればどうなのかな。こういうものはしっかり総計でもってやって、そして議論すべきだと思いますけれども、まだちょっと納得いかないので、そこら辺の考え方もう1度お願いします。

それから、4番目の関係ですけれども、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、対象何々が増というふうに、何々が聞き取れなかったものですから、そこをもう1度お願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） それでは、まず、大沼国定公園の管理運営の関係で、財団がやっていた部分の事業費はどの程度かということでございます。

ちょっと今、細かい数字等手元にございませませんが、約3,000万円程度の事業費を持って当たられておりました。しかしながら、この3,000万円の中には駐車場の運営、有料駐車場の運営に係る部分もありますし、あとは北海道への駐車場の借地料、使用料も含まれておまして、さらにずっと財団20年来やってまいりましたので、専属の職員の方もいらっしゃいました。そういった人件費も含めまして3,000万円。そして改めまして、町のほうでそれらの必要経費のみを積

算したところ、約1,500万円だということでございます。

それから、湖畔の枝払い等の対応はこの中でやっていけるのかという部分ですが、これにつきましても随時、北海道と協議をさせていただいて、地元の意見を要望として届けて、こういった事業の中でやっていただくとか、そういった対応をしてまいりたいと考えてございます。

それから、雇用対策の部分ですが、先ほどの南渡島通年雇用促進支援協議会の部分の活動は、先ほどお話ししたとおりでございます。こういった事業がなされていることにつきましても、周知を進めていかなければなりませんし、あと、雇用に関しましてはハローワーク函館を通じたそういった求人情報等を広くお知らせしていく、これも必要ですし、あと雇用の環境を守るという意味でも商工業に対する支援、こういったところで雇用の受け皿の確保ということにもつながっていくかと思っております。それらの町内経済に対する支援、全て重層的に対応をしてまいりまして、雇用対策につなげてまいりたいと考えております。

それから、先ほどの底辺の部分のくだりでございますが、こちらはその事業者を指すといった意味合いではございませんで、そういったことで取引業者とか、お客様がいらっしゃらない、人が動かない、物が動かないというような状況で、経済に対する打撃は裾野が広がっていくというようなニュアンスで、底辺という言葉を使わせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 私のほうからはイベント、事業費を補正予算にしたという観点の御答弁をさせていただきます。

まだまだ今、現状としてはコロナ禍にあるということでございます。その中でイベント等の開催によって、コロナ感染症を拡大すると、されてしまうということが町としても、そこは第一義として避けなければならないことだということとっております。

そのため非常事態ということでは言わせていただきましたけれども、本来そういう特別予算にのせ

るべきものであるのは十分承知しておりますけれども、コロナ禍の状況を時点時点で把握しながら、そこはできるものを補正にのせていきたいということで、今回、当初予算編成をしたということでございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今の自治体経営の関係ですけれども、そうすると非常事態宣言だと、分かりますよね、現在は。しかし、先ほど町長は何とか経済を回したい、地元の経済を動かすのだということであれば、十分にそういう感染防止、三密だとか、新北海道スタイルだとか、こういったようなものを地元、あるいは関係業者というのは真剣にやっているわけですよ。

そうすると、そのときに計上して、何とか行政としても考えて、そういうことにならないように、非常事態宣言ならしょうがないですよ。だけれども、もし解けていけば、たら・ればの話は始まらないかも分からないですけれども、町長もすごく心を痛めたはずなのです。ですから、我々行政としてもしっかりとそういうイベントだとか、経済が動くような施策を講じながら、感染防止に一生懸命前向きに取り組みながら、何とか地元を活性化させたい、そういう先ほど決意だったと思っておりますよ。

非常事態宣言だとか、そういうものを盾に取りながらそのときにならないと分からない、だからそうやったのだ。3,600万円ですよ、町民どう思いますか、18の事業。これをやるには3,600万円、これが凍結されている。凍結するということは、計上して凍結ですよ。これは片手落ちですよ。町民に対しては、しませんというのと一緒ですよ。幾らこういう施政方針に状況を見て補正してまいりますといっても、予算に反映していないのですから、やはりこういうことはすべきでないと思っております。その見解、積極的な考え方のお持ちの町長に一言、答弁お願いしたいと思っておりますけれども。

それからもう一つには、4番目のさらに底辺が拡大することも考えられる、これありますけれど

も、これ打撃だというそういう表現だというのですけれども、これは観光業や飲食業を中心に多大な打撃を受けており、さらに打撃が拡大する。もしそうであれば、そのように書けばいいのではないですか。ここで私は何を感じたかという、町民であり道民であり国民だと思ったのです。

いわゆるコロナ禍で失業もあり、事業を廃業するそうやって苦しんでいる、そういう人たちがもし底辺という言葉で表現されるとすれば、まさにこれは大きな問題になる、そういうふうに私は思ったからここに書いたのです。

これ通常さっと読んだら、さらに底辺が拡大するという、これは打撃だとかいうイメージではないですよ。コロナ禍で苦しんだ町民であり、業者であり、道民であり、国民に対しての底辺という使い方だと私は感じたのです。そういう話でないということですから、今、コロナに対しての非常に風当たりが強い問題がありますので、そこら辺についてさらに町長に対してきちっとした考え方、こういったようなものを答弁お願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 町長という御指名ですけれども、先に私のほうから若干、予算の編成上の話でさせていただきたいと思います。

新年度予算の査定に当たりまして、それぞれ各担当のほうからそれぞれ上げていただいて、新年度予算というような形で、これを計上してほしいという提案があります。その時期がいつかといいますと、大体12月の時期になります。そのときは北海道において、国はもちろんそうですけれども、北海道においても感染が拡大しているような状況で、函館近辺、道南近辺も増えてきているというような形のものでございました。

そのような状況の中が、結果的には2月の中旬くらいまで続いてきているのでしょうか、かなり減る傾向がない、高止まりの状況できている中においての予算編成というような、かなり特殊な状況でございました。

では、その中でその状況がいつまで続くかというのは、不透明な状況の中での査定でございましたので、コロナの関係についてまだ様子を見て、当

初予算にのせるのはかなり感染対策から何かいろいろなことを考えていかなければだめなのではないかという考え方をさせていただきました。

町長申し上げたのは、一般質問来て、今現在の状況に対して、これからの経済の部分については、少人数の会食だとかそういう部分については、ややもうできつつあるのかなというような部分でコメントしております。ただ、予算編成やっているときの段階と、今現在の状況かなり変わってきているというような形でございます。

よって、状況が変わってきてございますので、施政方針については2月の中旬に策定して印刷の関係やっている段階でございますので、それから補正については、田村議員おっしゃるとおりのような当初にのせるような形のを再度、この感染状況を見極めながらでございますけれども、かなり抑えてきているので、改めて補正の段階で詳しく説明させていただければなと思っております。

ただ、もう1点です。今年オリンピックの関係についても、まだどういうふうになるかも分かりません。そういう分からない不確定要素が多々あります。例えば、コンコード町との姉妹の交流だとか、それについては、うちのほうが一方向的にどうのこうのにならない、相手のコンコード町のほうからも来れるか来れないかも分からない。そのような状況の中で、お互いに調整をしながらやっている。それについても行くとなれば、いつも秋口ですけれども、早くに4月、5月の段階で人選をしたりとか、そういう状況も生まれます。できるだけ行かせたいのだけれども、オリンピックの年で向こうからこちらに来られない可能性があると、お互いの交流がまず難しいような形のももでございます。

もう1点は、平和祈年祭みたいな形になる。いつも広島県だとか長崎県のほうで隔年でそちらに行っているのですが、平和祈年祭、そのときに来ていても外国の方々とか来られたときに、子供たちが行きましたよと。そうすると、違う場所でコロナの感染だとかそういうことも考えられると。そういう部分だとか、不確定要素その状況がコロナ禍において、相当予想がつかない部分がありま

した。そういう部分もございませぬ。スポーツ合宿にしてもそう。相手がある。各団体がある。その団体のほうについて、感染対策をかなり細かな部分を整理していかないと、なかなか予算上の積算等はできない。

田村議員言うとおりに、当初で見て補正なり追加になり、また提案出たら減額すればいいと、それは十分分かってございましたけれども、その辺の見通しもなかなか厳しかったということだけ御理解をいただいて、それで苦肉の策的なもので申し上げますけれども、補正予算というような形のもので対応させていただいて、それが施政方針の中にいろいろなイベントがありますけれども、それについても感染状況を見極めながら、イベントについてはやっていきたいというような形のものの表現が何か所が出ているかと思っておりますけれども、そのような形の中で御理解をいただきたい。

重ねて言いますけれども、本当に苦肉の状況でございませぬ。それが財源があるとかないかということだけでなく、財源の見通しをある程度考えながら進めているというような、まだ地方交付税についても確定といいましょか、幾らというような形ではされてございませぬけれども、その辺も念頭に置きながら補正予算ありきのものをちょっと視野におきながら予算を編成させていただきましたので、このように御理解をいただきたいなと思っております。

底辺の関係については、担当課長のほうからお答えいたします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） この底辺という表現につきましては、事業者等を指すものではございませぬ。今、議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、直接的に人が来なくなるとか、営業の際のお客様がなくなる。こういった直接的な影響のほか、いわゆるビートルビー、事業者とその卸だとか流通だとか、そういったところに広く波及をしていく。当然ながら、それは日常の町民の生活、それから広く世界上の人々の生活にもかかわる問題であるという認識は同様でございませぬ。

これらにつきまして、新型コロナウイルス感染

症の影響が裾野を広げていく、波及をしていくというイメージを表現するのに底辺という言葉を使わせていただきましたので、誤解のないようによろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 1 問目、終わります。

○5 番（田村敏郎） 終わります。次、2 問目。

○議長（木下 敏） それでは、2 問目に入る前に1 時間たちましたので、1 0 分ほど暫時休憩したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 4 分 休憩

午後 3 時 3 5 分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

田村敏郎議員の2 問目の質問から入ります。

田村敏郎議員。

○5 番（田村敏郎） それでは2 問目へ参ります。

令和3 年度七飯町教育行政方針について。

令和3 年度七飯町教育行政方針にうたわれている次の点について伺いたい。

1、5 ページの(1)学校経営の充実(教職員の負担軽減)について。

2、7 ページの(6)学校体育と学校保健指導の充実について。

3、9 ページの④就学援助費の見直しについて。

4、1 0 ページの⑤校長・教頭住宅の在り方について。

5、1 0 ページの⑥学校事務職員の共同事務室化について。

6、1 0 ページの⑦小中学校図書室の地域への開放について。

7、1 0 ページの⑧対外競技等参加経費補助金の見直しについて。

8、1 1 ページの(1)生涯学習(老人大学)について。

9、1 3 ページの(6)生涯スポーツの推進について。

以上です。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） それでは、1点目の教職員の負担軽減については、平成30年5月に策定した七飯町立学校教職員の働き方改革により、児童生徒と向き合う時間の確保を推進するため、できるものから順次実施してきているところでございます。令和3年度の方針では、具体的な目標として、勤務時間外における留守番電話対応とスクールロイヤー（弁護士）の活用について記載させていただきました。

勤務時間外における留守番電話対応は、教職員の時間外勤務の縮減を目指しており、また、スクールロイヤーの活用については、社会が大きな変貌し、複雑化している昨今の家庭環境状況などにより教職員のストレスが増え、精神的・肉体的なダメージが増加していることから、法律の専門家である弁護士への相談やアドバイスをいただくなど、教職員の負担軽減を目指すものでございます。

2点目の学校体育と学校保健指導の充実についてですが、毎年行われている全国体力運動能力運動習慣等調査については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により中止となりましたので、令和元年度以前の5年間の調査結果をもとに答弁させていただきます。

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は、小学生・中学生ともに平成27年度、28年度は全国平均よりも低い状況にありましたが、平成29年度に小学生が全国平均を上回り、それ以降は令和元年度まで全国平均を上回っております。一方、中学生は平成29年度以降も全国平均を下回っている状況でございます。全体としては低い傾向でございます。

体力・運動能力は、生活習慣と密接な関係があることから生活習慣の改善を図り、健康な体づくりを推進しようとするものでございます。

また、保健指導については心の教育やがん教育など、心身ともに健康で過ごすための教育を推進し、健康意識の向上に努めるものでございます。

3点目の就学援助費の見直しについてですが、現在の就学援助対象基準は、世帯所得を基準に判定しておりましたが、生活保護基準は所得ではな

く収入で算定していることから、当町においても生活保護基準の見直しが行われる令和4年度から判定基準を世帯収入へと、変更するものでございます。

4点目の校長・教頭住宅の在り方につきましては、近年の交通事情の改善などによって、町で公宅を用意して住んでもらうということが必ずしも必要でなくなっていることから、地域事情を考慮しながら老朽化した公宅から随時更新をやめまして、民間借り上げ住宅への居住や自宅からの通勤によって対応しております。このことによって、大きな支障が生じていないことから、新年度以降についても引き続き同様の対応をしていきたいと考えてございます。

5点目の学校事務職員の共同事務室化については、平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の事務改正によって、共同学校事務室化が制度化されたことにより、七飯町教育委員会としても具体的に取り組を進めることとしたものでございます。

6点目の小・中学校図書室の地域への開放につきましては、読書活動を盛んにすることで読書を通じた異年齢の子供同士の交流や地域の大人との交流、また大人同士の交流の輪を広げ、地域社会の教育力の向上と生涯学習の場の提供、また希薄化している地域交流を促すことなどを学校図書室を利用して、地域とともにある学校を目指すことで目指すものでございますが、開放するためには様々な解決すべき課題も多いことから、研究を始めていくものでございます。

7点目の対外競技参加補助金の見直しと9点目の生涯スポーツの推進につきましては、関連して補助基準の見直しを実施しますので、一括して答弁申し上げます。

7点目の学校教育課所管の対外競技補助金は、学校教育活動として行われる対外競技全般に参加する場合に経費の一部を補助するものでございましたが、本年度より学校教育活動の範囲を児童生徒が、学校を出席扱いして参加する競技に限定しまして、それ以外のスポーツ大会はスポーツ振興課所管のスポーツ振興補助金での補助とするものでございます。

具体的には、中学校のスポーツ大会などは、中体連が主催する競技大会などが該当となりますが、小学校につきましては学校を出席扱いで参加する競技がないため、スポーツ振興補助金で該当となるように基準を見直しいたします。

学校教育所管の補助金は、補助額には変更がなく、参加する競技大会を明確にした補助基準の見直しでございます。

また、9点目のスポーツ振興課所管のスポーツ振興補助金は、補助対象をスポーツ少年団などの団体に対し、全道・全国大会出場時の参加料や旅費を積算し補助しておりましたが、今後は補助対象を団体だけではなく個人に対しても拡大いたします。

なお、補助金額につきましては、1人当たり全道大会1万円、全国大会2万円と、定額での補助金額に見直すものでございます。

8点目の生涯学習（老人大学）についてでございますが、近年、老人大学への参加する方々の平均年齢は上昇傾向にあり、高齢化が進んでおりますが、参加者の人数については減少傾向にあります。少しでも多くの方々に老人大学の活動を知っていただき、そして新たな参加者が増えるよう老人大学自治会と連携し、講座内容等について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、1番目の学校経営の充実についての中で、時間外勤務の軽減というようなことで留守番電話の対応についてのお答えありましたけれども、先生が勤務時間外に残って留守番電話の対応していたようなニュアンスで今受け取ったのですけれども、実際、留守電を置くだけでいいのだという考え方なのでしょうか、それともそこら辺はどういうふうな取扱いをするのか、もう1度教えていただきたいと思っております。

それから、スクールロイヤー（弁護士）でございますけれども、これどういうふうにご利用するかということで、これは昨年の教育行政方針にも述べられておりましたけれども、これが、これがというのはちょっと失礼なのですけれども、スクールロイヤーを実際使った実績数というのです

か、昨年からですから、あったかどうかちょっと分かりませんが、何件あって、どういう事例の場合。学校の全てに対して、法的な立場での動きがあると思うのですけれども、まず昨年の実績数と先生、あるいは生徒、それから教育委員会、こういったような評価をしているのか。もしやっていたらですよ、そこら辺ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

その中でちょっと気になるのは、弁護士を入れるということは利益相反行為というのは、例えばいじめがあった場合、いじめられた側といじめる側のそういう中での弁護士の立場というのは、すごく微妙だと思うのです。外部から第三者を入れるというのなら、また、その状況を分からないで説明を受けた中で判断していくということなのですけれども、学校に入って、そういう中でいじめだとか、あるいは先生と生徒の暴力行為だとか、なかなか微妙などちらも利益相反する行為でどうなのだという、ここら辺の対応というのは実際できるのかどうか。

それから、スクールロイヤーの何というのですか、学校に張りつけというよりも法律事務所に来て、こっちに来て何かあったときにやるのか、あるいはその報酬というのはどういう形になるのか、もしそこら辺がお分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

それから、(6)の学校体育と学校保健の充実についてでありますけれども、全国的に平均より低いというお話ですけれども、具体的にどういった、例えば跳ねると走るとかいろいろあると思うのですけれども、全国平均よりも低いという場合に、そういうことが判明した場合どういったような対応していくのか。恐らくそれなりのことを学校内で協議しながらやっていくのではないかと考えるのですけれども、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、3番目の就学援助については、世帯所得と世帯収入、これに切替えていきますよということなのですけれども、判定基準というのがどういうふうに変ってくるのか、判定基準。そして現在、就学援助を受けている、学用品だとかもそうですけれども、給食だとかもそうですけれども

も、こういう人方が、現在受けている人方がそのままいくのか、あるいは対象外にどのぐらいなっていくのか。恐らくこういう見直しというのは緩和するのではなくて、むしろある程度ちょっと整理していくような方向に行くのではないかと思うのですけれども、実際、現在受けている方の中でどのぐらいが、ちょっとうーんというような、もし分ければ教えていただきたいと思います。

それから、校長・教頭住宅の在り方、先ほどでは交通事情だとかいろいろ便利になったことで、教員住宅ではなくて民間、あるいは自宅、公宅もあると思いますけれども、そういったような中で学校の施設、この管理は誰がやるのかです。従来は、校長・教頭が交代で夜見回ったりいろいろしていたのではないかと思うのですけれども、今はもう警報機なんかを置いて全然そういうのは必要ないという話なのか、そこら辺がちょっと見えないので、分ければ学校ごとによろしくお願ひしたい。

そして公宅何軒、アパートに何軒、校長・教頭だけで結構ですけれども、自宅何軒というようなことで、それに伴って先ほど言ったように管理が大丈夫なのかどうか、それも併せてお願ひしたいと思います。

それから、学校事務職員の共同事務室化、これについては具体的にこれから、現在も検討中だと思うのですけれども、これはどういう意味なのか、単独校でそれぞれあるのに、どういうふうな共同事務室化という表現が出てくるのか。何というのですか、岳陽学校みたいのは何となくイメージはつきますよね。小学校と中学校だとかという中では、それぞれの事務の中でも共同できるのですけれども、それぞれ地域にある学校の中でどういったようなことで共同事務室化を図っていくのかというのは、ちょっとイメージつかないのでもう少し詳しくお願ひしたいと思います。

それから、小中学校図書室の地域への開放ということで、これも去年、教育行政方針に出ておりました。去年も研究をします。今年も研究をしますということで、2年研究しているのですけれども、昨年の研究成果どうだったのか、そして今年というか、どういった視点から研究をしていくの

か、それちょっと教えていただきたいと思ひますし、それから地域への開放、これいつ実施して、どのような形でやっていくのか。先ほどちょっと説明ありましたけれども、もう少し分かりやすくお願ひしたいと思ひます。

それから、7番目の対外競技でございますけれども、今までいろいろ主催者によって派遣したりというようなことだったと思ひます。それで小学校も拡大しながらやってきたと思ひますのですけれども、今回、対象を絞り込むというか、小学校はなしにして中体連に絞られるということで、それから参加経費、これにつきましては変化ないよということなのですが、先ほどちょっと説明ありましたように、今年から学校の出席これに関して、これが根っこになるのではないかと思ひますのですけれども、これについてどういうことなのか。

例えば、全国大会に行って3日間・4日間かかるということは、3日間・4日間出席あったという単なるそういうだけの話なのか、そこら辺もうちょっと教えていただきたいと思ひます。

それから、8番目老犬について、非常に深刻ではないかと思ひますのですけれども、ここに記載のとおり、高齢化の進展にもかかわらず参加者は減少。この減少している原因は一体何だろうという、これは教育委員会のほうで分析をしているのではないかと思ひますのですけれども、それを原因と思われるものは何か教えていただきたいし、それから管内の老人大学に類似する活動の状況も同じような傾向なのか、七飯町だけが減少しているのか、そこら辺分かりましたら教えていただきたいと思ひます。

それから、生涯学習スポーツの推進について、この中で冒頭、厳しい財政状況を考慮し、スポーツ振興補助金を見直す、こうやってありますけれども、厳しい財政状況を考慮しという、どのような状況を言っているのか、ちょっと教えていただきたい。

それから、団体から個人へ、こういうような表現ですけれども、そうすると団体戦というのが対象外になるのか、チームで行っても個人に出すのか、そこら辺がちょっと分からない。だから団体から個人へという表現がどういうふうな話なの

か、もう少しお話いただきたいというのと参加費、これは定額で道が1万円、国というか全国大会だと思うのですけれども、これは2万円と。そうなりますけれども、従来は違っていたと思うのですよね。

だから相当額減るのではないかと思うのですけれども、そういう意味からすると、子供たちの体力が、運動能力が低下していく中で、さらにこういうふうに対外競技、あるいは社会スポーツの補助金が締めつけられるというこういう状況が、果たして子供たちの運動能力、あるいはやる気、確かに知・徳・体で知・徳が重要だという人もいれば、三つがバランスよくという人もいれば、これからはスポーツこういうものをうんと奨励していかなければだめだという人もいれば様々ですけれども、やはり教育委員会としては体力が、運動能力が低下している。こういう状況を見て振興補助だとか、あるいは対外競技こういったようなものを縮小していく、こういったようなものが本当に今の子供たちに対していいのかどうか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まずは1点目で、留守番電話対応の関係でございます。

これにつきましては、今現在、時間いる場合は教職員が取っているということでございます。これについては、今度は留守番電話対応になると時間、何時以降は全部留守番電話で音声が流れて「帰ります。明日連絡してください」というようなスタイルになります。ただ、これにつきましては緊急な場合も当然ございますので、これについては直接、校長・教頭そちらのほうとの対応になると思われまますので、それについてはそのやり方で進めていきたいというふうに思っております。

また、スクールロイヤーにつきましては、使った実績につきましては、今年度はありません。ただ、前年度こういう制度を活用しようということで教職員に対して研修を1回、弁護士呼びまして研修会を開いたのは1回でございます。

また、そのときの料金の方法になりますけれども、弁護士のほうは相談すれば30分で5,000

0円です。費用がかかるということで、予算の計上等もしてございます。

また、いじめ等があった場合の弁護士の立場上の話ですけれども、これはあくまでもいじめの対策協議会という委員会が教育委員会にありますけれども、そっちも弁護士は委員として入っていますけれども、そちらのほうとは重複しない。あくまでもこれはいじめについての相談した場合は、そういう法律的なものだけに限ってアドバイスをしていただくということで、実態のほうの中身の精査とかにつきましては、別な委員会のほうで、違う弁護士も含めて協議していくやり方で進めます。

3点目になります。

全国運動能力の調査でございますけれども、全国よりも低い傾向にあるということでございます。これにつきましては、それぞれ種目別が大体10項目ぐらいありまして、それぞれ全国と平均して高い・低いというのがありますから、それについては細かくは申し上げませんが、これについては学校側と情報を校長会等で共有を図って、七飯町はこういう傾向ですということです。教育委員会としても当然弱い部分を補っていくような指導、いいところは伸ばすような指導ということで教育委員会等と一緒に、今後の事業等の反映していくような考えで進めているところでございます。

あと就学援助、これにつきましては判定基準の具体的なものでございますけれども、影響のほうは、今、試算しているところでは、基準は学用品だとかそういうものの金額については、一切みんなと同額で同じでございます。ただ、要保護に判定するかどうか、準要保護に判定になるかどうかの場合のみ、今、所得だったのを世帯の全員の収入で判定するというようなやり方でございまして、今、試算でいけば、現在127名で30万円ほどの減額に、下がるというような試算をしております。人数は127名です。

学校施設の管理ですね、これはどういうふうになるのかという質問でございましたけれども、これについては校長・教頭住宅のね、今の考えでいくと、管理はどうなるのかということでございま

すけれども、現在、全ての学校で教職員がいなくなるときはセコムというか、そういう委託状況になって管理をしているところでございます。

あと、公宅の軒数等ですけれども、今、資料にあるのでは公宅は全部で24棟、自宅から通っている先生の数等は今押さえておりませんので、御了承願いたいと思います。

あと、共同事務室の具体的な考え方ということでございます。これにつきましては、中学校区単位での共同事務室化考えているところで、七飯でいけば岳陽学校は一つですけれども、大中山でいけば小学校・中学校を基準校というのを一つ決めまして、それに中学校区、そこに詰めてもらって事務の方、それぞれ1名いますから、それが一緒になって同じような作業をすることによりまして、学校間の事務の標準化や教材などが共同で購入して調達コストが削減されると。また、学校にいる職員の働き方改革まで効率がよくなるのではないかというような考えで進めていくつもりでございます。

あとの図書室の開放でございます。これにつきましては、いつ実施ということはどうもございませぬ。開放までにはいろいろな課題があろうかと思っておりますので、その辺を先進もやっている学校、自治体もございませぬので、それらを参考にしながら、うちの七飯町の学校と付け合わせてどんなのが一番いいのかその辺を研究して、その研究した結果次第で実施時期を定めてまいりたいと、今年はその研究に充てる年ということで決めてございます。

また、対外競技、これにつきましては、学校教育の部分でいきますとさっき出席扱いと申しましたが、簡単に言えば、我々で言えば有給休暇みたいなもので、学校には出ていないけれども、スポーツ大会へ出ていても学校は出席扱いとして、出席として運動をやると、そういうものを対象とするものでございます。学校教育の場合は、ですから、小学校については少年団とかとそういうのに入っていますから、そこはあくまでも学校は欠席で自由参加で、自分が選択した大会で行けるといような判断でございますので、学校教育としては補助対象外として、そのかわりスポーツ振興

課のほうの補助に加えていくというような考えでございます。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは私のほうからは、老人大学の関係でお答えをしてみたいと思います。

田村議員のほうから、老人大学の参加者が減少している原因は何かということで、どう捉えているのかというところでございますけれども、この参加者の減少につきましては、様々な要因が影響しているというふうに思っております。

幾つか要因は考えられるのですけれども、一つとしては、近年、高齢者の方々が仕事をしている方などが多くなってきて、時間的余裕がない高齢者が増えてきたということがまず上げられると思います。以前は60歳から年金を受けられて、定年退職した後すぐ年金が受けられたので、こういう趣味ですとか、サークル活動なんかされていた方が多くいらっしゃったのですけれども、近年は年金の受給年齢が延びて仕事をしなければならぬというような方も結構増えていまして、そうすると、仕事のほうに忙しくて時間的余裕を持ってないという方が増えているというのも、要因の一つだというふうに考えております。

果たしてこれ以外にも最近では、携帯電話が普及したことによりまして、パソコンだけではなくて携帯電話とかでも簡単にインターネットに接続して、好きな情報をいつでもどこでも簡単に様々な情報を調べることが可能になって、利便性が高いというような社会になってきています。こういったことが老人大学に出向いて学習するということではなくて、いつでも調べられるというようなことを老人大学のほうに出向く人が少なくなったという要因の一つではないかというふうに思っております。

また、これ以外にも、これ高齢者だけではないのですけれども、全ての世代において言えることだと思いますが、老人大学のほうに出向いて集団で活動をするということではなくて、どちらかというと個人とか少数での活動を好むというような方も、最近増えているというようなことも要因として上げられると思います。

このように様々要因が考えられるのですけれども、直接的に老人大学の参加者が減っているのはこれだというようなことは、ちょっと断定はできないかなというふうには思っています。

あと、このように老人大学の参加者、減少している傾向にありますけれども、教育委員会としましては、老人大学は高齢者の大切な生涯学習の場ということで捉えておりますので、今後も多様化するニーズに対応するように老人大学の自治会と連携して、魅力ある老人大学の開設に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、近隣の類似のケース、調べているかというところがございますけれども、これについては申し訳ございません。聞き取り等調査していないので、把握をしていないということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（川崎 元） それでは、先ほど言われましたまづ経済状況がどのような状況なのかということなのですが、これまでの過去の実績ですね、それを申し上げたいというふうに思っています。

過去3年までしか拾っていないのですが、平成29年度は143万3,940円、30年につきましては57万1,635円、令和元年につきましては91万5,205円ということで、3か年の平均を出せば、毎年100万円支出されているという状況でございます。

それから、団体と個人の区別ということでしたけれども、こちらにつきましては、これまではスポーツ少年団ということで、団に対しての補助ですけれども、その中で全員が行くわけではない場合もあります。例えば、団に入っているお子さんが1人で大会に出ると、そういう場合は団には出しているのですけれども、個人の旅費に充てるというような形になりまして、今度、個人というのはこちらスポーツ少年団の加入というのをなくしましたので、独自に指導していくといいますが、スポーツ少年団に入らないで頑張っている子供に対して、条件が合えば支出していくというような

ことでございます。

それから、従来の制度の中身とこれからの違いということなのですけれども、これまでは参加料の減額、それから旅費の半額、それから宿泊料の定額を基礎に補助額を決めておりましたけれども、新しい制度につきましては、一律全道大会に出れば1人万円、それから全国大会に出ますと1人2万円という定額制度にしていこうということになっております。

先ほども申し上げましたけれども、小・中学生についてはスポーツ少年団に加入している団体を対象としておりますけれども、これを撤廃しまして、登録のない団体や個人も対象にするというような制度でございます。

それから、体力低下がある中で、こういう補助をしていくのはどうかというような中身になりますけれども、そちらにつきましては、先ほど言ったように少年団の加入を撤廃することになりますと、今までの制限がなくなりますので、例えば希望する部活動ないことで、学校以外の民間クラブだとか、個人で頑張っている子供たちが補助対象に今まではなっていないのですが、これが同じように補助を受けることができるということで、全体としては額は下がりますけれども、スポーツをする子供たちに対する範囲が広がるということになりますので、その辺で御了承願いたいと、御理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、1番目の時間外勤務の関係でありますけれども、緊急時については従来どおりというか、それでいきますよということなのですが、実際、子供が主ですから、緊急に限らず子供に関する電話というのはあると思うのですね。ですから、夜間のいないときに留守電で言っても、それなりの後れがくるのではないかと思うのですよ、後れ、手後れ。そこら辺の対策というのをどういうふうに考えているか、もう1度お願いしたいと思います。

それから、教員住宅についてはセコムということですが、まず公宅24戸についてはそれぞれ教育委員会で住宅料決めておりますけれども、

民間のアパートだとか、あるいは自宅こういったものについては、自宅はあれでしょうけれども、アパート、これについては教育委員会が借り上げてやっているのか、それとも借りるのは自由ですよということで行っているのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、共同事務室化、これについては中学校区からという話ですけれども、そうすると小学校には事務員がいなくなるという考え方ですか、そこら辺。もしいなくなるとすれば、それなりに業務の支障というのは出てくるような気がしますけれども、そこについてお願いしたいと思います。

それから、対外競技、これについて小学校は対象ないですよというのですけれども、ここに記入要領の中に、北海道小学校陸上競技大会及び七飯町立小学校陸上記録会とする云々って、対象ですよ。こういうものがあるのにいきなりどうなのだろうか、やはり小学校は小学校なりの一生懸命やっている中で小学校はないよ、中学校は中体連だよというようなことですので、そこについてもう1度お願いいたします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、子供の留守番電話対応の対策についてですけれども、これにつきましてはやはりそういうような後れが考えられますので、それにつきましては先進でやっているところの事例をきちっと研究しながら、当町においても参考にしながら十分対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、教員住宅につきましては、これは教員住宅はセコムでございません。学校のほうのことをちょっと言いました。教員住宅は一切そういうのではなく、そのまま何もない状況でやってございます。

あと、公宅の扱いですけれども、これはあくまで町が、教育委員会が公宅として用意してございますので、全部町費で現在のところは行っていると、民間住宅借り上げをやっているところは、そういうことでございます。

事務室化の関係ですけれども、事務員の事務室化については、いつきは拠点校に1回みんな集

まりますから、ただそこにはすぐ1人が戻ったり、両方が、2人が行ったりして一気に仕事を片づけたりすることもございますので、いなくなるという場合はないのです。例えば午前中拠点校に集まって、午後から出向くというふうなやり方もいろいろあると思いますので、事務員がいなくなるというような考えではございませんから、その辺は。

あと対外競技につきましては、小学生なりに頑張っているというところでございますけれども、これにつきましてはやはりモチベーションの関係等でございますけれども、先ほどスポーツ振興課長が申したとおり、広く浅くやっているということで御理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 答弁する前に、ちょっと一部補足をさせていただきます。

共同事務室化の関係なのですけれども、これ国で制度化したばかりで、道内でも今、上川管内の東神楽町がやり出して二、三年、最近の情報では上川町もやり出したのではないかとことです。上川町の情報については入ってきておりません。これ中学校区でやります。基本的には、その配属になった学校で事務処理をしていただきます。そして今の段階では、週に1回程度拠点校に来ていただいて、さっき申し上げたような事務の内容をやっていただくということが一つの目的です。

もう一つの目的は、新卒で事務職になった人が、ある程度の規模の学校に入ったときに、それを相談する相手がなくて、メンタル的になってしまうというような状況もございます。

そういう意味では、事務職が定期的に連携を図ることによって、そういうメンタルな問題も解決ができるというふうに、七飯町としては考えております。やっぱり事務の職員が1人職場、ほかに先生はいるといっても事務職としては1人なので、そこはどうしても孤立化する確立が高い。そうした中で小規模校から大規模校に行ったときも、同じような現象が生じる可能性もあります。

そういう意味では、事務の効率化ということを
求めるのと併せて、事務職の健康を守るというこ
ともにつながるので、ぜひこのところは進めて
いきたいというふうに考えております。

あと、図書室の関係なのですけれども、去年も
研究、今年も研究なぜかと言え、去年コロナで
できませんでした。これが、学校に第三者が入る
ことを令和2年度については、基本的にはずっと
シャットアウトしていましたので、そこについ
ては検討もできませんでした。

ということなので、今回は去年と同じような表
現をさせていただいたということで御理解をいた
だきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 答弁漏れありますか。

○5番（田村敏郎） 終わります。

延 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたしま
す。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会
することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって延会
いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時21分 延会